# 植民地期朝鮮における日本窒素の水力発電所建設と「開発難民」問題

## ――水没民・火田民再定着事業を中心に――

梁　知惠
（翻訳：李　玲実）

### 一　序論

第一次世界大戦以後、世界は「電気の時代」を迎えた。各国は戦時に経験したエネルギー不足を挽回するために新しい電源の確保と電力網の統合を推進した。水力発電所を利用した電力の生産はその核心をなし、ＴＶＡをはじめとした大型水力発電所の建設が各国で推進された(1)。日本もまた同様であった。第一次世界大戦後、一九二〇年代初頭まで日本本土での発電用水利権競争は過熱化し、この過程でいくつかの企業は植民地市場に目を向けた(2)。

植民地朝鮮への進出の先駆けとなった企業は、日本窒素肥料株式会社（以下、日本窒素）であった(3)。日本窒素は、事業家・野口遵（一八七三～一九四四年）が建設した大企業で、電力・肥料・繊維・燃料生産を主要分野とした。一九二〇年代半ば朝鮮へ進出した日本窒素は、一九四五年解放（敗戦）以前に赴戦江・長津江・虚川江と鴨緑江に大規模水力発電所を建設し、これを基盤にして朝鮮北部で様々な化学工業団地を運営した。その結果、日本窒素は朝鮮全体の電力生産力の九〇％を占め（一九四二年時点）、朝鮮所在企業の総電力使用量中過半数を超える量を使用し（一九四四年時点(4)）、朝鮮全体の鉱工業投資資本の四分の一以上を占有した（一九四二年時点(5)）。このように日本窒素は朝鮮産業全般に莫大な影響を及ぼ

した。

植民地期における日本窒素の朝鮮経済「開発」[6]、特に電力「開発」に対する評価は、長らくその技術工学的な成果と規模の巨大さを強調する方法で行われてきた。日本窒素関係者は植民地当時より「ロシアのドニプロを超える」[7]、「東洋最大」[8]、「米国のＴＶＡに比肩される」[9]等の修飾語を利用してその「成果」を誇った。これを脱植民地期開発独裁政権が人的・理念的に継承することによって[10]、韓国社会の「発展至上主義」・「巨大主義」追従の起源が形成された[11]。本稿はこのような問題意識から、「開発」に対する功利主義的接近を止揚し、「開発難民」という社会・政治的問題を中心に日本窒素の朝鮮内水力発電所建設過程を再考することを試みる。このために本稿が参考した既存の研究は、大きく三つに分類される。

第一に、植民地期朝鮮の電力業一般についての研究である[12]。これらの研究は朝鮮総督府（以下、総督府と略すことがある）の電力政策と日本窒素の発電事業間の関連性を詳細に示した。しかし、その焦点は「国家対市場」の議論に向けられてきた。すなわち、低発電地域の開発で国家（植民政府）の役割と市場（日本窒素をはじめとする企業）の役割のうち、どちらがより主導的役割を担ったのかに注目する傾向である。本稿ではこのような研究によって明かされた具体的事実を活用するものの、「国家対市場」の議論によって隠れてきた「社会」の問題に注目する[13]。

第二に、日本窒素の発電所建設が持つ技術工学的側面を分析した研究である[14]。本稿ではこれらの研究を土台に、「帝国の技術工学的実験場」として植民地が活用された側面を強調するとともに、帝国企業の「効率的」植民地進出のために地域と地域民が「社会的実験場」として利用された過程を批判的に分析する。

第三に、日本窒素の赴戦江・長津江・鴨緑江発電所の「水没民」に関する研究である[15]。これらの研究は新聞（赴戦江・長津江開発：堀内稔）及び総督府実務者が残した文書（鴨緑江開発：広瀬貞三）を土台に、水没地買収の問題点と水没民の抵抗を詳細に分析した。しかし、その焦点を個別事例の「補償問題」に限定しているため、再定着事業を含む全体像については明らかにされていない。以上のような先行研究の成果と限界を踏まえ、本稿では以下の課題に注目したい。

まず、赴戦江から鴨緑江開発までの過程を連続的な流れとして捉え、分析を行う。そして、日本の大企業が「植民地社会」に進入し、水没地買収および水没民補償のような様々な社会的問題に直面し、これをめぐる「開発の慣行」を「現地化」する過程を検討する。

また、「開発」の過程で非自発的に生活の拠り所を離れなければならなかった植民地民を「開発難民」として定義し、植民地期の開発からかれらが排除される過程を一つの「歴史」として扱おうとする。ここでの「開発難民」とは、国策、あるいは巨大資本の威力によって非自発的に移住および再定着させられる人びとを称する概念である[16]。特に「水没民」は、韓国を含む世界各国における資本主義的開発によって発生した大規模開発難民という点で注目する必要がある[17]。かれらは、「開発」の社会問題が最も凝縮的に反映された対象というだけでなく、「補償＝分配／効率」という資本主義的価値と「追放＝流動性・不確実性／抵抗性」という社会・政治的問題が出合う対象でもあった。本稿では会社（以下、「会社」は日本窒素を意味する）と朝鮮総督府の資料を中心に、植民地朝鮮で発生した「開発難民」問題を検討する。この検討を通じて、開発によって生じた社会的問題に対して行政官庁（総督府・地方官庁）と大企業が法的規制や制度のような公式的な手続きではない、会社と官庁の間に任意的で非公式的な共謀関係を構築し、植民地特有の「企業親和的」な対応体系を構築していった過程を分析する。

本稿では、ダム建設によって拠り所を失った「開発難民」を二つに分類した。水没地域内に土地あるいは家屋を所有、または賃借して補償を受ける権利を有していた「水没民」と、所有権に基づく補償の権利を有してはいないが該当地域で居住してきた「火田民」である[18]。会社の関係者たちは開発方式を正当化するために、地域民すべてを「火田民」と通称し[19]、かれらを「初めから土地に無賃乗車したため補償される必要がない存在」として記録してきた。本稿は、水没民と火田民を区分して、このような誤りを避けたい。

一方、すでに先行研究を通じて「補償」問題が詳細に明らかにされてきたため、その研究成果を参考にするものの、「再定着事業」へと分析の範囲を拡大する。会社関係者の回顧を見ると、「補償＝分配」が不公正であったという点は認定するが、その限界を「再定着事業」を通じ

て積極的に挽回したという記録が確認できる。[20] 特に、これを同時代の米国で施行されたＴＶＡの再定着事業と比較して、受益者分配型で行われたＴＶＡに対して、再定着費用を一括して支払った日本窒素の事例がより一層公益的であったと解釈する見解もある。[21] 既存の研究のように「補償」を通じた「移住」という点に議論が止まる場合、このような記憶の偏差は埋めることはできない。本稿では「再定着事業」までを視野に入れるが、農村電力化を理想的目標と定め、「白人男性有権者」の養成を通じて低発展地域の共産化を防ごうとしたＴＶＡの理想と、[22]「より効率的な追放」と「追放後の統制」だけを目標とした植民地朝鮮の事例の間には大きな格差があることを強調する。

そのため本稿では、朝鮮総督府の林業および水力発電関連文書綴（韓国・国家記録院所蔵。以下、CJAからはじまる管理番号を付した文書は、すべて同院所蔵の文書である）と、会社の内部文書および関係者の回顧録、朝鮮語・日本語新聞を主要資料として活用した。これに基づき、本稿の二章では会社の朝鮮内水力電源開発を概観し、三章では赴戦江開発を、四章では長津江開発を、五章では虚川江と鴨緑江開発を分析する。[23]

なお、史料の引用にあたっては、適宜旧字体は新字体に直し、句読点を補った。文書の発信者・受信者は「発信者→受信者」と表記した。また、朝鮮語文献は日本語に翻訳して引用しているが、書誌情報の前に＊を付けて示した。

## 二　会社の朝鮮内水力電源開発

ドイツの科学者、Fritz HaberとCarl Boschは一九〇九年、合成アンモニア法（ハーバー・ボッシュ法）を発明した。一九一三年にこの技術の商用化が成功すると、化学肥料と爆薬の大量生産が可能となった。[24] 会社は一九二一年にハーバー・ボッシュ法の類縁技術の一つであるルイギ・カザレー法の特許権を獲得した。ハーバー・ボッシュ法の特許権が資本規模等の問題で三井、三菱などに制限されていたため、代わりに未だ商用化されていない技術を購買したのである。会社は相対的に低廉な価格で購買したこの類縁技術の商用化に成功した。これを契機に一九二五年には宮崎県延岡に日本最大規模の肥料工場を設立し、一九二七年には熊本県水俣で生産設備を拡大した。化学肥料市場より外国産輸入品を駆逐し、日本国

内産へ代替することができた。同時に、会社所属の技術者たちが数十種の関連技術を発明し、特許を取得しながら、自社の技術を活用したダイナマイト、アセトン等、より多様な化学製品群へと生産範疇を広げることができた[25]。

これを契機として、会社は植民地朝鮮への事業拡張を決定した。大規模水力発電所を建設し低廉な動力を得て、それを基に肥料工場をはじめとした化学工場を建設するという計画であった[26]。一九二五年、会社は朝鮮総督府より赴戦江の水利権を得て、一九二六年から一九三二年まで総額五〇〇〇余万円の建設費で最大発電能力約二〇万キロワット、時間当たり発電電力量約一一億キロワット時の発電所を建設した。発電所建設と同時に道内の興南地域に企業村（企業城下町）を建設し、生産電力のほとんど全量を興南の自社肥料工場で消費することができた。次いで、一九三三年には長津江の水利権を得て、最大発電能力約三二万キロワット、時間当たり発電電力量約二二億キロワット時の発電所を建設した。長津江発電所の場合、総督府との供給契約によって生産電力量の五〇％だけを自社用として使用するようになったが、実際には六〇～八〇％前後の電力を利用した[27]。次いで一九三七年からは虚川江と鴨緑江で各々三四万キロワット・七〇万キロワット級発電所の建設工事を始めた。各発電所の生産電力の三三・三％、一六・七％を自社用として利用する計画であった。これを図表化すると表1の通りである。

このように日本窒素は大型水力発電所の建設を基に植民地朝鮮の電力業全般を左右した。一九四二年現在、朝鮮内水力発電設備の九四・五％、朝鮮全体電力生産量の九〇％が日本窒素によって生産される実情であった[28]。これは図1のように電力の供給網とも密接に関連した。二二〇キロボルトの高圧送電線は咸鏡南北両道と平安北道を中心とする朝鮮北部に設置され、日本窒素の発電所と興南工場をはじめとする永安、阿吾地、清水等各地域の日本窒素傘下工場へと連結された。これを供給規模で見てみると、一九四四年現在における朝鮮所在企業の総電力使用量中過半を超える五六・一％が日本窒素関係会社へ供給されていた（表2参照）。朝鮮内電力の生産・供給・消費の全過程を日本窒素が掌握していたことを確認できる。

一九二〇年代日本窒素の進出が朝鮮の電力体系にこのように大きな影響をもたらした直接的な原因は、発電方式の変更にあった。これまで朝鮮の電力体系は、火力発

〈表１〉　植民地期日本窒素の朝鮮内水力発電所建設内訳

| 発電所名 | 着工～竣工(年月) | 発電力(1,000KW) | 発電量(100万KWh) | 建設費(1,000円) |
|---|---|---|---|---|
| 赴戦江 | 1926.08～1932.12 | 201.4 | 1,128.6 | 50,849 |
| 長津江 | 1933.05～1938.07 | 326.5 | 2,261.7 | 65,011 |
| 虚川江 | 1937.05～943.09 | 343.8 | 2,220.3 | 178,118 |
| 鴨緑江 水豊 | 1937.09～944.02※ | 700.0 | 4,257.0 | 241,000 |
| 鴨緑江 義州 | 1942.06～完 | 200.0 | 1,026.0 | 125,000 |
| 鴨緑江 雲峰 | 1942.07～完 | 500.0 | 2,070.0 | 238,000 |

出典：朝鮮総督府「電力評価審査委員会配付資料　発電水力概況」1943年岸謙文書）。＊堀和生著・チュ・イクチョン訳『朝鮮工業化の史的分析－日本資本主義との関係－』（伝統と現代、2003年）堀和生『朝鮮工業化の史的分析』（有斐閣、1995年）の表5-2から抜粋・修正後再引用。
備考：※を付した箇所は、一台（10万KW）未完成を意味。

〈表２〉企業分野別電力使用状況
（1944年４月１日～1945年３月31日）

| 区分 | | 比率 |
|---|---|---|
| 配電関係 | 西鮮合同電気 | 27.9 |
| | 南鮮合同電気 | |
| | 北鮮合同電気 | |
| | 京城電気 | |
| 鉱山鋼鉄関係 | 高周波重工業 | 8.1 |
| | 朝鮮電気冶金 | |
| | 日本原鉄 | |
| | 茂山鉱鉄開発 | |
| | 朝鮮製鉄 | |
| | 日本鉱業 | |
| | 三菱鉱業 | |
| | 三菱製鋼 | |
| 化学軽金属関係 | 朝鮮軽金属 | 7.9 |
| | 三菱化成 | |
| | 三菱マグネシウム | |
| | 三陟開発 | |
| | 三井油脂化学 | |
| | 三井軽金属 | |
| | 旭軽金属 | |
| 日本窒素関係 | 興南工場群 | 56.1 |
| | (阿吾地)朝鮮人造石油 | |
| | 青水・南山工場 | |
| | 永安・吉州工場 | |
| 合計 | | 100 |

出典：『朝鮮電業株式会社十年史』60～61頁。『経済学論集(東京大)』16-2･3、1947年９月、51頁。＊堀和生前掲書、261頁、表5-8より抜粋・修正後再引用。

〈図１〉発電所および送電系統図（1945年８月現在）

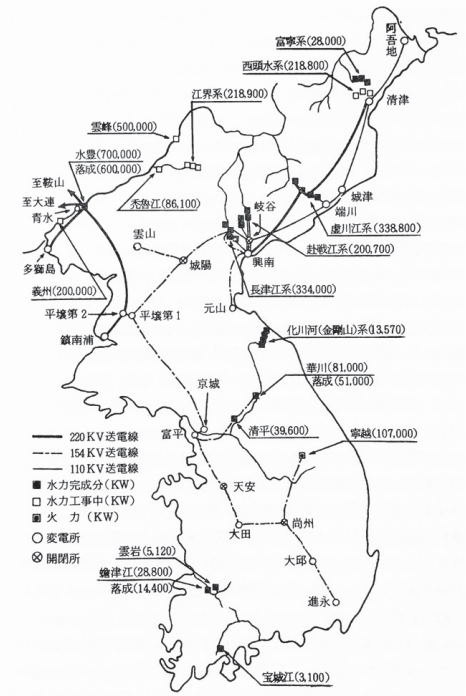


出典：朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年、図5-8。＊堀和生著・チュ・イクチョン訳『朝鮮工業化の史的分析－日本資本主義との関係－』伝統と現代、2003年（堀和生『朝鮮工業化の史的分析』有斐閣、1995年）の表5-1から抜粋・修正後再引用。

〈表３〉日本窒素の朝鮮内主要水力発電貯水池および水没地（補償）面積

| 発電所 | ダム | | 貯水容量 | 水没地(補償費支給に限定) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 高さ(m) | 容積(1,000㎥) | (100万㎥) | 土地(万 坪) | 建物(戸) | 道路(km) |
| 赴戦江 | 76 | 488 | 484 | 1,300 | 100 | 20 |
| 長津江 | 55 | 565 | 840 | 2,400 | 400 | 50 |
| 鴨緑江 水豊※ | 106 | 3,231 | 11,600 | 3,230 | 5,136 | 120 |

出典：朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年、127頁の〈表2-2-5〉と465頁の〈表4-14-2〉を抜粋・修正後再引用。

備考：（1）出典の原文にしたがって、虚川江発電所および鴨緑江義州・雲峰発電所の内訳を含めなかった。（2）※を付した箇所は、「貯水地」は朝鮮側と満洲側を合算したものであり、「水没地」は朝鮮側に限定した内訳である。

電所を中心とする「小規模・分散型構造」であった。日本本土に比べて河床が緩慢で、降雨の季節的集中が深刻な朝鮮の特性上、日本本土で主をなす「水路式発電」を利用した水力発電所建設は不利であるという判断が主流であったからである。その反面、日本窒素は分水嶺を通過する大規模トンネルを通して傾斜が急な東海へ貯留水を落とす「流域変更式発電」と、巨大ダムを利用して落差を利用する「大ダム」構造を朝鮮に導入した。二つの方式はすべて巨大な貯水池を利用して季節別降雨量の差異による変動流量を調節し、高い落差を活用できるという長点があった[29]。

しかし、このような方式は水路式発電に比べ、ダムの崩壊及び土砂崩れのような安全上の危険度が高かった。そのため、日本本土で日本窒素の土木担当者が該当方式を適用した発電所建設を推進した時にも、地域民と土木技術者内部の批判を受け、結局霧散した前例がある[30]。日本窒素はこのように日本本土で政治・社会的反発にあって実現できなかった計画を植民地で先発導入した[31]。日本本土とは異なり、地域民を代弁する代議政治制度もなく、専門家も不足した条件で、会社は「植民地社会」に直接介入してその対応を測定する道を選んだ。

日本窒素が朝鮮内に建設した水力発電所は、ダム高さ約五〇～一〇〇メートル、容積約五〇～三二〇万立方メートルの規模で、その貯水容量は約四八〇万～一一〇億立方メートルに達した。そのため会社側で補償費を支給した範囲に限っても、約一三〇〇万～三〇〇〇万坪以上の公共・個人用土地と一〇〇～五〇〇〇戸以上の公共・個人用建物が水没した。

すでに様々な研究を通じて明らかにされてきたように、水没地の補償価格は会社側に有利に策定され、これを貫徹させる過程で水没民による多くの抵抗を引き起こした[32]。な

ぜなら一介の会社の営利の為に始まった事業（赴戦江発電所―興南工場）が、国策事業の性格（長津江・虚川江・鴨緑江）を一部含む過程で、会社と植民地統治勢力の「開発同盟」が維持されたからである。かれらは、開発経験の蓄積と時代的状況の変化に応じて、「開発難民」をより「効率的」に管理する方式を考案していった。以下では赴戦江の開発の下、この「開発同盟」が水没民の再定着と火田民対策を変化させた過程を分析し、その植民地的特性に注目したい。

## 三　赴戦江開発：会社の再定着事業運営と公益・営利・治安論の競合

〈表４〉は、日本窒素が朝鮮内主要水力発電所の建設のために支出した総建設費と補償費の内訳である。発電所の建設に約五〇〇〇万円～一億二〇〇〇万円という莫大な資金が投入されたことが確認できる。

注目すべきはこの膨大な規模の建設費の中で補償費が占める比率が、赴戦江発電所〇・九九％、長津江発電所二・六一％、鴨緑江水豊ダム一三・三六％に過ぎないという点である。比較のために解放以後韓国で建設された主要ダムの事例を見ても、忠州昭陽江ダム（朴正熙政権期）約二四％、安東臨河ダム（全斗煥政権期）約六〇％、鎮安龍潭ダム（金泳三～金大中政権期）約七四％で[33]、植民地期、開発独裁期、民主化以後の差異が明らかである。時代的なギャップを考慮するにしても、最初の開発であった赴戦江発電所で補償費の比率が一％にも及ばなかった点は注目する必要がある。

〈表４〉日本窒素の朝鮮内主要水力発電所建設費と補償費（単位：万円、円/坪、％）

| 発電所 | 建設費 | 補償単価 | 補償費 | | | 建設費 対比 補償費 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 私有 | 公有 | 合計 | 私有 | 公有 | 合計 |
| 赴戦江 | 5,085 | 0.02 | 40 | 10 | 50 | 0.79 | 0.20 | 0.99 |
| 長津江 | 6,501 | 0.05 | 150 | 20 | 170 | 2.31 | 0.30 | 2.61 |
| 鴨緑江　水豊※ | 12,050 | 0.25 | 950 | 660 | 1,610 | 7.88 | 5.48 | 13.36 |

出典：朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、1981年、465頁の表4-14-1と表4-14-2を抜粋・修正後再引用。
備考：（1）※を付した箇所は、満洲側を除外した朝鮮側内訳のみを意味する。（2）上記内容に鉱山および伐木等の業者との売却、補償等は含まれていない。

赴戦江発電所の水没地となった咸鏡南道新興郡東上面の六つの里（新成、元豊、達阿、困洞、廣大、漢垈）には、当時約一〇〇〇余戸が居住していた[34]。新聞記事によれば、該当土地の実取引価格は一坪

あたり五〇～六〇銭であったが[35]、会社はその二〇分の一から三〇分の一である二～三銭で三九〇万余坪（一三〇〇町歩）を買収できた。このように低い水準で水没池を買収することができた背景を探る必要がある。

第一に、水没地となった東上面では地形上、水没民の連帯が形成され難かった。この地域は全面積の九四％が標高一二〇〇～一六〇〇メートルに該当する山岳地帯で[36]、赴戦江沿岸の狭い沼地に沿って村が分散されていた。後述するように買収過程の不合理さに反発した水没民の直接行動がなかったわけではないものの、その抵抗は非常に弱い水準であった。

第二に、郡単位の地域有志が介入して住民たちに土地の売り渡しを奨励したからである。かれらは水没地である東上面ではなく、他の面の出身で、「新興郡繁栄会」を中心に発電所建設後、郡内に工場を建設して福利と恵沢を与えると会社が約束したため[37]、水没民たちと利害関係が異なっていた。結局、土地買収が大部分完了した時点で会社が工場建設地を咸州郡（興南）と発表し、会社との信頼関係は崩れたが[38]、初期の水没地買収段階でかれらは会社側に有利な条件を作る一助となった。

第三に、総督府―咸鏡南道―新興郡と続く行政官庁と警察の包摂である。これは赴戦江発電所をはじめとする日本窒素のすべての発電所と工場建設で同一に現れた現象で、買収条件の発表から買収同意書捺印までのあらゆる過程で官憲の威力と強制力を活用する方式であった[39]。赴戦江では特に郡守の活動が顕著であった。当時新興郡守であった兪燁は、自身の「命令」に応じない時には「土地収容令」を適用するだとか補償条件を補償してやらないといった言辞で住民の怨声を買った[40]。それだけでなく、再定着地の分配過程でも「貯水池区域居住民ニ対スル替地〔再定着地を意味する―引用者〕ハ原地面積ニ拠リ供与スベキ予定ナルニ拘ラズ、所轄郡守ニ於テ擅ニ一戸当平均四町歩ヲ供与スベキ旨、指示セルハ甚ダ不都合ニ付、自今会社ニ対シ予定計画ノ変更ヲ命ズルノ要アルトキ〔…〕予メ本府〔総督府を意味―引用者〕ニ経伺ノ上処理セラレタシ」という指摘を総督府から聞くほどに、会社側の便宜を優先する姿が見られた[41]。

第四に、最も重要な要素は「同一地目・同一面積の再定着地提供」条件であった。新聞記事によれば、会社は一九二六年三月土地買収着手当時、土地に対する補償費

支給に加え、その年の九月まで現所有地と同一地目・同一面積の再定着地を提供することを住民に約束した[42]。

この条項に依拠した「再定着事業」は日本窒素の朝鮮内水力電源開発過程において、地域民対策の根幹を成した。会社は再定着事業を通じてより低廉な価格で土地を買い入れ、「廃村」に対する住民の抵抗をなだめ、より急速に開発を推進できることを期待した。行政官庁もやはり大規模開発事業を安定的に誘致しながらも、開発による廃村と地域民の難民化が社会・思想問題（植民地資本主義に対する批判）へと飛び火することを避けるために、会社の再定着事業に協力した。問題は、会社と行政官庁の両者が植民地朝鮮はもちろん、日本本土でさえ開発による廃村とそれに起因する大規模再定着事業を実施した経験がなかった点にある。そのため、最初の事例であった赴戦江開発における再定着事業は、会社と行政官庁の間の「公益」と「施恵」、「費用／営利」と「治安／統治」をめぐる論争が競合する中で推進された。

### （一）火田整理事業の計画

赴戦江開発における再定着事業は、「火田整理事業」（以下、「　」は省略）という名称で推進された。朝鮮総督府の火田整理事業が依然「調査」段階に留まっていた時点で会社が該当事業を計画・推進した点[43]、また再定着事業を「社会事業」である火田整理事業として計画した点が注目に値する。現在残された資料では計画当初の交渉内容は確認できないが、新聞記事を通じて用地買収当初である一九二六年にすでに総督府と会社の間で火田整理事業の形態で再定着事業を推進することが内約されていたという点だけは確認できる[44]。この時の火田整理事業とは、貯水池近隣の新興郡東上面一帯の国有林を会社が払下げを受け、該当地域近隣の火田民を収容して、集約農法と副業などを指導して火田民を定着させ、貯水池の水源涵養を図るという計画であった[45]。会社はこの計画案に「水没地住民の再定着地提供」項目を追加し、火田民とともに水没民を収容するという内容を包含した。該当地域を管轄していた咸鏡南道では、①既存の国有林内の火田民整理事業の失敗原因は適当な耕作地の分譲と積極的指導・監督がなされなかったため、②会社は発電所運営と水没民再定着地の用意などの点で国家に比べて利害関係が一層密接で事業遂行展望が確実であると

〈表５〉赴戦江水力発電所の火田整理事業概要

| A　国有林払下許可内訳（総督府→会社） | B　会社の火田整理事業計画 |
|---|---|
| 1.　場所<br>咸鏡南道新興郡東上面内５ヶ里（新成、元豊、達阿、困洞、廣大、漢垈）一帯<br><br>2.　規模<br>林野：4,849 万 5,000 坪（1 万 1,165 町）<br>地上産物：カラ松 12 万 9,015 本<br><br>3.　代金<br>5 万 3,007 円 54 銭<br><br>4.　条件<br>-火田民および貯水地水没民の収容用途に限定<br>-主副業の指導・改善等生活安定策講究<br>-国有林野の保護に関する調査実施<br><br>5.　違反時違約金徴収 | 1.　収容処理期間<br>3 年間。ただし、国有林内火田民と貯水地水没民は事業開始年度に収容を完了する。<br><br>2.　収容後の分譲面積<br>区分 / 戸数 / 一戸当分譲面積<br>火田民 / 1,428 / 1 万 8,000 坪（6 町歩）<br>通耕者 / 1,089 / 6,000 坪（2 町歩）<br>水没民 / 560 / 6,000 坪（2 町歩）<br><br>3.　収容後の指導・整理方法<br>-農耕法改良の促進<br>-副業、特に畜産業の指導・奨励<br><br>4.　細部方針<br>-農林畜産業技術員を配置<br>-耕牛、農具、肥料、種子等の低利貸付<br>-牧羊事業用牧場経営<br>-山林保護：山林保護組合設置、造林<br>-その他：教育等公共施設設立 |

出典：A＝宇垣一成→野口遵「1927 年 7 月 20 日付願国有林野売却の件許可」『火田整理』（CJA0010910）1927 年 9 月 9 日。B＝朝鮮水電→咸南知事。「朝鮮水電の整理計画の概要」『火田整理』（CJA0010910）1927 年（日付不明）。作成者不明「火田及び火田民の現況及び収容予定区域概要」『火田整理』（CJA0010910）1927 年（日付不明）。

備考：Aの出典史料の中で、「３．代金」は原文には 8 万 3,041 円 85 銭と記載されているが、1934 年事業の終了後、総督府、農林局長が提出した文書によれば、実際には 5 万 3.007 円 54 銭を納付したと記録されているため、1934 年の記録に沿って修正した（農林局長→財務局長「会計検査院ノ照会事項ニ関スル件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）1934 年 12 月 17 日、274 頁）。

いう理由から、会社の立場を支持した[46]。これを土台に、会社の火田整理事業が始まった。

事業の遂行のために一九二七年総督府は、会社に貯水池一帯の国有林四八四九万余坪と該当地域内の立木一二万九〇〇〇余本を売却し[47]、これとは別に四三七万余坪を牧場用土地として貸与した[48]。売却と貸与を併せて総五〇〇〇余坪に達する膨大な面積で、これは面内国有林の二五％に該当する規模であった[49]。総督府は貯水池水没民とともにこの一帯の火田民および通耕者（火田と民有地並作）を三年にかけてすべて該当土地内に収容するようにし、水没民を含むかれらの全員を会社側に指導させた。これを受けて会社は改良された農耕法を教育し、畜産業等の副業を指導すると約束する一方、収容を完了した後には火田民一戸あたり一万八〇〇〇坪（六町歩）、通耕者および水没民一戸あたり六〇〇〇坪（二町歩）を分譲することにした。

要するに、この事業は水没民再定着地提供と牧場・農場運営のための会社の「営利」事業であ

〈図２〉火田整理事業施行予定地内の火田民分布状況

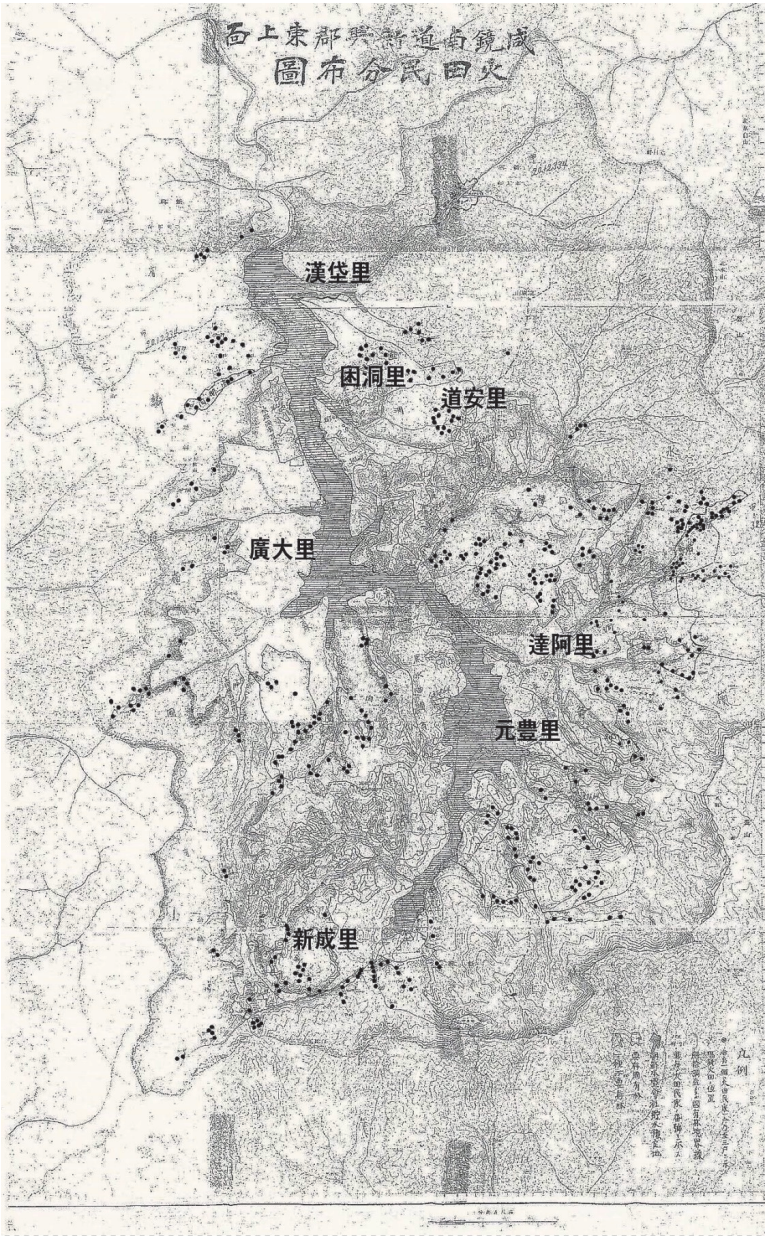


出典：咸鏡南道知事→不明。「火田整理ニ関スル件」『国有林野産物売却書』（CJA0010734）1927 年 3 月 28 日、274 頁。

備考：原文の凡例にしたがい、▨は赴戦江発電所貯水地予定地、●は火田民家 1～3 戸を示す。地名は筆者が加筆。また●は原文の表示を見やすく加工した。

ると同時に、国家が遂行しなければならない火田民の定着指導を会社が代行する「公益」事業でもあったのである。総督府はその公益性が成し遂げられることを期待して、一町歩（三〇〇〇坪）あたり二～三円の至極低い価格で、五〇〇〇万坪の膨大な土地を払い下げた。会社はこれに対し、「社会事業の一段に奉仕」して「自ら火田民整理の先駆者と自任」するとし、該当事業の公益性を自任した[50]。

### （二）火田整理事業の議論：「公益」・「営利」・「治安」

計画と異なり、事業は円滑に進行されなかった。一九二七年九月土地を払い下げられた会社は、一九二八年四月担当部署として農林部を付設し、本格的に事業に着手した。翌年総督府に提出された報告書によれば、事業の第一次年度に会社は水没民の収容だけを推進したのであるが、それさえも下向調整した目標値三七二戸（計画当時は五六〇戸）の三分の一である一三四戸（一九二九年八月現在）に過ぎなかった[51]。また、かれらを対象とした主副業指導事業で大麻、蔬菜、甜菜の試験栽培及び牛と豚の貸付を施行したが、事前協議を経ないまま小作料と家畜貸付金納付を要求したため住民から恨みを買った[52]。

これに対して総督府と咸鏡南道は、会社が事業の許可当時、第一次年度まで国有林内の火田民を優先収容することにしたにもかかわらず、その具体的計画すら樹立しなかったことを指摘した[53]。そして、「〔森林の―引用者〕保護取締モ会社ノ営利ヲ主トシ、社有林野ニ主力ヲ注キ国有林野ノ保護ハ余力ヲ以テ当ルノ傾アリ。一方、火田民ニ於テモ農林部ノ事業ニ却テ反感ヲ持テル者アルヤウニテ、会社員ノ取調・注意ニ対シテハ応セサル者往往アル由ニテ、現在ノ状況ニテハ会社ノ国有林野ニ対スル保護ノ効果薄シ」と評価していた[54]。事業が開始すると、当初期待していた「公益性」よりは発電所の湛水のための水没民の移転と、社有林開発のような会社の「営利性」を優先しているという批判であった。

事業の「公益性」と「営利性」をめぐる会社と総督府・咸鏡南道間の摩擦は、会社が「根本的異議」を提起することで可視化された[55]。そのため、一九三〇年からこの三者と会計検査院（日本帝国の会計を主管する独立行政機関[56]）間で事業の性格をめぐる論争が行われた。関係協議会の会議録と文書綴を基に、その主要内容を表6のよ

〈表６〉日本窒素の火田整理事業運営についての主要議論

| 提出日 | 1930.1.31.(□) | 1930.4.22.(□) | 1930.7.11.(□) | 1930.9.8.(□) |
|---|---|---|---|---|
| 区分 | 総督府(山林部) | 会社 | 咸鏡南道 | 総督府 |
| 譲与時期 | 定着が確実視される時 | 1945年以後 | 1945年以後 | 1945年以後 |
| 譲与方法 | 少額(買収金利資) | 時価 | 時価 | 時価の1/2 |
| 小作料 | 年 8分以内 | 年 3割 | 年 8分 | 年 3割 以内 |

| 提出日 | 1931.3.21.(□) | 1931.3.24.(□) | 1931.7.7.(□) | 1932.9.16.(□) |
|---|---|---|---|---|
| 区分 | 会計検査院 | 咸鏡南道·総督府 | 会社 | 新興郡東上面 |
| 譲与時期 | 即時 | 1945年以後 | 1945年以後 | 5年後 |
| 譲与方法 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 |
| 小作料 | 不当(会社違約金) | 年3割5分 | 年3割以內 | 5年間坪当10錢 |

出典：森林部長→咸鏡南道知事、咸興営林署長「火田整理実施ニ関スル件案」『火田整理』（CJA0010910）1930年1月31日。咸鏡南道知事→山林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）1930年4月22日。咸鏡南道知事→山林部長「元朝鮮水電会社社有林内火田整理ノ件」『火田整理』（CJA0010910）1930年7月11日。山林部長→咸鏡南道知事「火田整理実施ニ関スル件案」『火田整理』（CJA0010910）1930年9月8日。不明「收容火田民対土地処分方案」『火田関係書類』（CJA0010970）1931年3月24日。吉岡林務課長代理「会計検査院ト折衝顚末」『火田林野関係書類』（CJA0011130）1931年3月21日。咸鏡南道知事→山林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）1931年7月7日。咸鏡南道知事→朝鮮総督「払下土地譲渡承認申請ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）1932年9月16日。

うに整理することができる(57)。

議論の表面的な案件は大きく三つであった。第一に、会社が払い下げを受けた土地を収容民（火田民・通耕者・水没民）にいつ譲与するのか、第二に、その譲与を無償にするのか有償にするのか、第三に、譲与以前まで収容民から小作料を徴収できるのかという問題であった。便宜上、二つの時期に分けてみると、一九三一年以前までは総督府（山林部中心）・咸鏡南道・会社間に議論が行われた（表６）。

当初総督府は「火田民定着」という目標を最優先に、近日内に最小限の金額（払下げ代金の用意のために会社が支払った「利子」に該当する費用）で譲与がなされなければならないという目標を立てた。その期間の小作料も八銭以内の最小限の水準で策定されなければならないと考えた（A）(58)。しかし、会社側が一九三〇年からの「甜菜」耕作農場化とこれを通じた製糖会社設立計画を明らかにし、葛藤が触発された。会社は製糖会社の安定的な運営のために譲与時期を一五年後である一九四五年以降と提示した。また、該当期間の公共施設投資（私設鉄道）維持費および指導・奨励の経費を用意するために収容民

から年に三割の小作料を貰い、譲与代金は譲与時期の時価で策定しなければならないと考えた（B）[59]。簡略的に述べると、会社は該当する土地を公益性のある公有財産でない、会社の私有（＝社有）財産として取扱い、収容された火田民と水没民を自作農でない会社所有の農場の小作民と見なしたことが窺える。

これに対して、咸鏡南道と総督府は「非営利公益事業」という事業の性格を強調し[60]、会社案の実効性と営利優先主義の問題点を指摘した。事業の実効性の面では、無償譲渡を広報した総督府の初期案が変更される場合、火田民に動揺が生じるだろうし（総督府山林部長）[61]、これに加えて収容期間内に小作料を徴収すれば必ず他の土地に潜入して火田耕作を持続するだろうから、「火田整理」は失敗するだろうと指摘した（咸鏡南道技師）[62]。また、会社の営利優先主義に対しても、「損失ヲ火田民ニ負ハスノハ惨酷」（咸鏡南道技師）[63]であり、「会社デ甜菜ノ製糖工場ヲ創メルトスルト、耕作者ニ土地ヲ譲渡シタ暁、彼等ガ甜菜ヲ栽培シナイ様ニデモナルト困ルノデ本当ハ土地ノ譲渡ヲ喜バナイノダラウ」（総督府技師）という点を問題視した[64]。このような指摘に対して会社は製糖工場設立後、莫大な差益が生じれば収容民すべてに恵沢があるだろうし、営利会社の特性上、収益に対する意志がないということはないが、この事業は利益を上げるよりも実費を返上する水準に終わるだろうという点を強調した（会社専務森田一雄）[65]。数次にわたって協議が繰り返されたが、結果的には会社側の案（B）と大きな差異がない妥協案（C→D）が作成された。

議論は妥協案に関する会計検査院の審議を経て転換された（表6の下段、E）[66]。会計検査院は会社の見解を「投資金ヲ回収セントスル打算的意図ニ基クモノ」であると批判し、土地は即時無償で譲渡し、会社側に「（売却）許可条件ノ不履行」を理由に売却許可を取り消して原状復帰を要請し、これが不可能な場合には違約金を徴収しなければならないとした（会計検査院検査官）。具体的には、（一）会社は発電水力の水利権という重大な利権を修得したので、該当事業を保護するために相当の犠牲を支払うことが当然で[67]、（二）製糖事業という高収益事業を直営するために公共施設（交通機関等）に対する投資・維持は必須であるにもかかわらず、その費用の一部を火田民から回収することは不当であり[68]、（三）会社側の計算

によれば、一町歩（三〇〇〇坪）当たり二円前後で払い下げられた土地を火田民には一三三円で売るという計画で、「至極不当」で[69]、（四）不毛地を開墾する過程で火田民が支払う労賃を会社が壟断するものだと考え[70]、（五）小作料を徴収して会社側が定めた煩多な農法を奨励して高価な譲渡費まで払わせるなら、火田整理は不可能となると主張した[71]。最後にはこれまで朝鮮内の協議過程で一度も提起されなかった問題を提起した。「治安」に対する憂慮である。

最後ニ最モ考慮スベキ問題ハ、火田民ハ本案ノ内容ヲ既ニ充分諒解シ居ルナルヤ、若シ全然火田民ガ知ラズシテ本案ニ依リ実行スルニ至リ了知シタリトセバ、**現時ノ社会世相、殊ニ不穏分子ノ宣伝及誘導等ノ弊多キ点ニ鑑ミ全ク不測ノ大事件ヲ惹起シ重大ナル社会問題ヲ誘発スルノ虞アリ。**而シテ夫ガ総督府ノ承認シタル案ノ実行ニ因リ生ジタリトセバ、同時ニ**政治問題トシテノ責任**ガ加重セラルル結果ト為ルベシ。〔…〕本院〔会計検査院―引用者〕トシテハ事前ニ〔…〕**結局強硬ナル反対意見**ヲ表明セラレタリ[72]。〔強調は引用者〕

現在、秘密裏に進行されている議論の結果が外部に公表された時に触発される思想事件をはじめその政治的影響を指摘したのである。このように検査院側から強硬な反対意思が表明される中で、会社側では社長（野口遵）が検査院長（前総督府政務総監、湯浅倉平）を幾度も直接訪問し説得したが、合意点を探ることができなかった[73]。協議は朝鮮で再開された。

総督府、咸鏡南道、会社側が再び集まった場所で、総督府担当者は検査院の意見を「参考意見」に過ぎないと述べながらも（総督府内務局長）[74]、検査院が提起した「治安」の論拠を活用した。すなわち、妥協案をそのまま維持する場合（D）、「畢竟社会通念ニ反スルコトニナル」とし[75]、「仮リニ会社ノ方デ火田整理ヲ実施スルニ於テ、後日**朝鮮問題**トシテ兎ヤ角問題視サレル様ナコトデモアレバ会社トシテモ、大キクハ**朝鮮トシテモ**面白クナイト思フ〔強調は引用者〕」[76]という指摘があった（総督府山林部長）。これに対して会社側は依然として会社の指導・奨励によって収容民たちが利益を得ると主張しながらも[77]、官

憲の仕事と会社の仕事を区分して事業から一歩下がるという姿勢をとった。「火田整理等ノ問題ハ種々官憲ノ力ヲ借リナケレバ出来ナイコトモ多イノニ、何等司法上ノ力ヲ持タナイ一会社ガ本事業ヲ行フコトハ仲々難事」であると見解を述べた(78)。

このように会計検査院の立場（E）が表明された後、その論理を交渉に活用しながらも、総督府と咸鏡南道は既存の枠を大きく害さない水準で妥協案を出した（F）。検査院側の立場に引き寄せて土地の無償譲与は貫徹させたが、その譲与時期と小作料徴収率は会社側の主張を受容する方式であった。会社側はこれを受け入れ同一の意見（G）を付託したが、結果的には一九三一年一一月牧場用地で払い下げられた貸与地をまず返還し(79)、一九三二年九月買収地すら所在面に売却するという方針を決定した(80)。これによって東上面が火田整理事業を引き継ぎ、土地譲与は五年後無償にして少額の小作料だけを受けるという計画案を提出し（H）、一九三四年総督府より最終許可を得た(81)。

## （三）火田整理事業の撤収

一九二七年会社は自ら「火田民整理の先駆者」と自任し、「聊カ社会事業ノ一端ヲ奉仕セントス(82)」と火田整理事業を始めたが、一九三一年一一月貸与地の返還申請以後、事実上、その事業から撤収した。現在残っている史料では会社側が総督府・咸鏡南道との妥協案を受け入れた後（G）、なぜ事業の運営を放棄し面に譲渡したのか（H）、その詳細な脈絡を把握することは難しい。ただ会社側の文書によれば、会社内部ではすでに一九三一年九月より貸付地返還を決定し事業の撤収を計画したように見える(83)。そうであるならば、一九二六年の用地買収当初より一九三一年九月貸付地返還を決定するまでの五年間、あるいは面への事業の譲渡が最終許可された一九三四年までの九年間、会社はなぜこの事業を施行したのか、ということが問題となる。「営利の追求」は会社本来の目的であり、この点は先に見た五年間の議論過程で会社側が幾度も強調したところであった。だとすれば、会社はなぜ「社会事業」を通じて「植民地社会」に介入して水没

〈表 7〉 1927～1935 年　咸鏡南道新興郡東上面火田民の戸数と平均耕作面積（単位：戸、町歩）

| 年度 | 区分 | 火田民 | | 通耕者 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸数 | 1戸当面積 | 戸数 | 1戸当面積 | 全体戸数 |
| 1927年 | 目標 | 1,428 | 6.00 | 1,089 | 2.00 | 2,517 |
| 1931年 | 現在 | 1,329 | 2.47 | 1,204 | 2.44 | 2,533 |
| 1935年 | 現在 | 2,428 | 2.15 | 1,999 | 2.04 | 4,427 |

出典：作成者不明「火田及び火田民の現況及び収容予定区域概要」『火田整理』（CJA0010910）1929.4.12。咸鏡南道知事→山林部長「火田整理ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）1929 年 8 月 3 日。咸興営林署長→山林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）1929 年 10 月 5 日。咸鏡南道知事→山林部長「火田整理ニ関スル件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）1931 年 7 月 31 日。咸鏡南道『高地帯開発案』謄写、1936 年、54 頁。

民と火田民に対して直接指導することを選択したのか。以下の三つの側面からその理由を検討したい。

まず、公益と奉仕精神の発露という会社側の宣伝を、文面通りに解釈することができる。先述したように一九二六年水没地の買収当時、会社は同一地目・同一面積の再定着地を、買収後五～六か月内に水没民に提供することを約束した。しかし、実際の再定着地は耕作可能地域が極めて少ない森林地帯であり、その限られた耕作可能地域までも事業が終了した一九三五年になってやっと水没民に所有権が移転された[84]。これに対して水没民は「郡民大会」などの直接行動を起こし、手続き上の問題を提起して契約履行を主張したが、会社側はこれを守らなかった[85]。むしろ一九三二年五月からは小作料徴収を一方的に実施し[86]、水没民側より「会社の土地はすべて熟田となって収穫物すべてを食べても継糧にもならない状態なのだが、小作料だけ払うようになれば他のところへ移るしかない。私たちの土地を会社に売る際には候補地を与えるということが今になっては小作料だ何だと、私たちはただ死ねと言っている様だ」と、反発を呼び起こした[87]。水没民だけではない。会社は事業の本来の目標であった火田民の指導・定着にも消極的であった。

表 7 のように一九二七年事業計画当時、総督府が調査した該当地域内の火田民戸数は全二五一七戸であった。会社はこれに基づいて一四二八戸を社有林内に収容して適切な指導を経て、以後一戸当たり六町歩（一万八〇〇〇坪）の土地を分給し、残り一〇八九戸を通耕者（社有林並作）と見なしてかれらにも一戸あたり二町歩（六〇〇〇坪）を分給することを約束した。しかし、先述したように会社は事業着手後二年が経った一九二九年までも

火田民収容・指導を開始しなかった[88]。それ以降の時期についても会社の明確な指導内訳を把握することは困難である。一方、一九三一年現在、該当地域内の火田民の数は、一九二七年と比較して多少増加し、一戸当たり耕地面積は二町歩（六〇〇〇坪）前後であった。会社の事業が終了した一九三五年現在、その数は一九二七年当初の二倍に近い規模へ増加し、依然と一戸当たりの耕地面積は二町歩（六〇〇〇坪）に過ぎなかった。以上をまとめると、会社は事業計画後三～四年間は火田民の量的増加を阻んだと言えるが、長期的な増加をおさえることはできなかった。これは事業当初計画されていた指導事業の失敗と言える。新聞の報道によれば、住民たちは会社の態度を「収容・指導」ではなく「追放・威嚇」として受けとめていたと思われる。下記はいくつかの記事を抜粋した内容で、会社側の無視・罵詈雑言・脅迫などに対する住民側の呼訴が中心であったことがわかる。

「獣的行為の火田民であるとか、または強賊的行為の火田民であるとか、狂人的行為の火田民であるという、横暴が過ぎた言葉をわざと使って大胆にその従業員たちに指示をしたところ、一般の人々はその指示案に書かれた非人間的言辞に対して憤慨せざるをえないという。[89]」

「そうであれば私たち農林部の土地で暮らさずに移居せよという威嚇的言辞[90]」

「むやみに農林部の土地で暮らさずに出て行け等の威嚇的言辞を常に使うだけでなく、ともすれば呼名しようとして罵詈雑言と脅迫を恣行するといって住民たちの一声と一般の非難が漲天[91]」

総合してみると、会社側は水没民の私益を侵害したことはもちろん、かれらと約束した基本的契約さえも履行せず、火田民に対しても「追放・威嚇」の態度をとった。これが、会社が植民地社会に介入して「公益」を実現する意思があったと解釈するのが難しい理由である。ならば、会社は公益を標榜して営利事業を追求する目的で火田整理事業に着手したのだろうか。これは先述した事業に対する議論の過程で、総督府・咸鏡南道・会計検査院すべてが指摘した点でもある。妥当な指摘であるが、いくつか考慮しなければならない問題がある。

まず、火田整理事業を通じて会社が得ようとした最も

明確な利益は、水没民の「円滑な追放」であったという点である。会社は再定着地提供を条件に、低廉な費用で大きな抵抗なく貯水予定地から水没民を追放することができ、これを通じて工事着手後三年で最初の発電を開始した。しかし、後述する長津江と鴨緑江の事例と比較すると、初めから関連問題を官庁に委任せずに直接推進し、さらには関連する社会事業の運営に取り組んだということは理解しがたい。

これは、製糖会社の計画とも関連させて考えられる。製糖会社の計画は、一九二七年の事業計画当初ではなく、一九三〇年になって初めて議題にのぼった。会社の内部文書を含めて現在確認できるいかなる資料においても、その具体的な事業計画は残っておらず断定することは難しいが、この計画は一九二七年の事業開始時点から計画していた目標というよりは、一九三〇年時点で総督府などとの交渉のために会社側が提示した大略的な構想レベルのものとして理解するのが自然である。同じく会社所有の牧場・農場のために水没民と火田民の労働力を利用しようとしたことは推定できるが、それだけで事業を始めた理由を説明するには十分ではない。軍隊式規律を強調した会社側の労働観を考慮すると[92]、「移動性」を特徴とする火田民を労働力として活用しようと計画したということは考え難い。

以上をまとめると、赴戦江開発当時の再定着事業の計画段階において、会社が見せた「積極性（＝社会に対する介入）」とそれ以降の運営段階で見せた「消極性（＝事業の放棄）」は、「植民地社会」を取り巻く会社の無知と無関心に始まると考えられる。事業の計画当時、会社は被植民地民が耐えられる「侵害」の水準やそれに起因して触発される「抵抗」の程度を予測することはできなかった。それと同様、安定的な統治を維持するために、植民地の行政官庁が会社に対して許容できる「営利追及／公益侵害」の限界もやはり見当がつかなかった。この時、会社は施恵的位置から「公益性」を標榜し、社会事業運営を通じて植民地社会への「直接介入」を選択した。しかし、実際の運営では、会社の営利追及を強調しながら、事業の方向性をめぐって、行政官庁との長期間の葛藤を持続させ、結局、再定着地域は貧民地帯化した。赴戦江開発で、会社の再定着事業は事業の対象となった地域民に大きな被害を与えたが、会社側には重要な成果を残し

た。開発による社会問題解決を会社ではない行政官庁が代行する体系を構築したのである。現在残っている史料としては、再定着事業の運営が会社の直接運営から官庁の代行へと変化した明確な原因は究明することができない。ただし、本国行政官庁の反対（会計検査院の再定着事業撤回及び違約金賦課指示）にもかかわらず、行政官庁が会社の事業代行を選択するほど、赴戦江開発での経験を経て、植民地の行政官庁（総督府・地域官庁）と会社間に特殊な協力関係が構築されたという点は明らかである。以後の開発は、かれらの任意的で非公式的な共謀関係の上で植民地特有の「企業親和的」な方式でなされていった。

## 四　長津江開発：再定着事業運営の官庁委任と費用／利権集中

**赴戦江ニ於テハ、官ヨリノ命令指示ガ抽象的条件ナリシタメ**、農林部ヲ設置シ、土地並ニ地上産物ニ約９万円ヲ支出シ、専門技師ノ指導員ヲ直接会社ニテ傭聘シテ実行ニ当リタルモ、失敗シ、結局23万余円ノ欠損トナリタルモ、**今回ハ収容移転民ノ諸措置ガ具体的ニ明示サレ**、之ノ諸費ハ会社ヨリ出ルモ、**実行ハ官ノ指示ニヨリ面ニ於テ当ラシメ**、会社ノ負担ハ約５万円程度ニ止メタル次第ニ候。〔強調は引用者〕

右の引用は、一九三四年に会社が長津江の住民再定着事業を処理して残した文書の一部である[93]。赴戦江開発で経験した試行錯誤をもとに、現在推進する長津江開発から会社は費用だけを納付し、業務は官庁が担当する体系を用意したという内容である[94]。開発過程で発生する社会問題に対して、官庁が企業に代わって問題を解決する「企業親和的開発慣行」が遂に成立したと言える[95]。

長津江開発は、赴戦江開発の連続線上にあった。日本窒素は一九三三年四月、長津江の水利権を三菱から譲り受けた。会社は第一期発電所の工事を同年五月より開始し、二年後の一九三五年一一月竣工した。赴戦江発電所の場合、水利権の許可から第一期発電所の竣工までに三年以上かかったことと比較すると、それよりも工事の速度は一層早まったことがわかる[96]。

〈表８〉長津江水力発電所水没民再定着事業概要

A　国有林払下許可内訳（総督府→西閑面）

1. 場所
咸鏡南道長津郡西閑面内小白山３個里(赤水、 西水、北水)一部

2. 物件
林野:749 万 7,000 坪（2,499 町）
地上産物：杉木 48 万 8,784 本

3. 代金
12 万 4,948 円 19 銭

4. 条件
貯水地水没民を収用し、該当林野内火田民を含め定着方法を講究

5. 違反時違約金徴収

B　西閑面の再定着事業計画

1. 経費負担計画
-国有林払い下げ：会社寄付金
-3 年間運営経費：会社寄付金
-その後の運営経費：小作料で充当

2. 収容予定規模

| 区分 | 収容 必要 | | 水没民 全体 | |
|---|---|---|---|---|
| 區分 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 |
| 新南面 | 3 | 24 | 4 | 35 |
| 中南面 | 245 | 1,469 | 381 | 2,493 |
| 西閑面 | 69 | 533 | 73 | 573 |
| 上南面 | - | - | 11 | 76 |
| 合計 | 317 | 2,026 | 469 | 3,177 |

3. 収容後の土地運営計画

| 区分 | 長津郡西閑面 |
|---|---|
| 譲与時期 | 勤勉営農認定時 |
| 譲与方法 | 無償 |
| 小作料 | 5 年間坪当 10 銭 |

4. 収容後の指導・奨励方法
面所属の農業および林業指導員 3 名を配置し指導・奨励

出典：A＝農林局長→西閑面・咸鏡南道知事「長津江水電貯水池敷地内居住民移転收容ノ為国有林野売却ノ件」『国有林野売却関係書類』（CJA0011579）1935 年 1 月 15 日。B＝咸鏡南道知事→農林局長「長津江水電貯水池敷地内居住民移転收容ニ関スル件」『国有林野売却関係書類』（CJA0011579）1934 年 8 月 24 日。咸鏡南道知事→農林局長「国有林野売却願ニ関スル件」『国有林野売却関係書類』（CJA0011579）1934 年 12 月 18 日。

長津江発電所の建設によって水没した地域は、咸鏡南道長津郡所在四つの面（上南、中南、新南、西閑）で、水没全体の戸数は四六九戸で人口は三一七七名であった[97]。そのうち再定着地提供を要求した水没民は三一七戸二〇二六名で、赴戦江の事例と同じく、会社はかれらに再定着地を提供、あるいはしかるべき追加補償費を支給しなければならなかった。会社はこの事業を行政官庁に委任した。

長津江水没民の再定着計画は、一九三四年八月に総督府によって立案され、一九三五年一月に許可を得た。会社は「赴戦江水電ニ於テ種々失敗ノ前例モアリ、官ニ於テモ今回ハ余程慎重ニ研究サレ、約２週間ニ亘ル実地調査ヲナシ〔…〕本府〔総督府〕トモ接衝ヲ重ネタル結果」、計画を確定した[98]。それは、咸鏡南道（内務部長・課長・技師）と長津郡（郡守）が計画を立案し実地調査および総督府との協議を終えた後、会社にはその費用だけを請求する方式であった。

事業計画の詳細な内容を見ると、長津郡西閑

面内の国有林を再定着地に定め、その事業（払下げ後再定着地運営）主体に該当面を指定したことが確認できる（表8のA）。面は農業および林業指導員を別途雇用して水没民を指導し、その後「勤勉営農」が認定される時期に水没民に対して再定着地の所有権を無償譲与し、それまでは五年間坪あたり一〇銭の小作料を受け取ることを計画した（表8のB）。土地の譲与時期を曖昧に設定した点を除くと、赴戦江から面に事業を譲渡した際に立案した計画と同一の条件である。

会社はただ費用を支払うだけで、再定着事業の全過程を委任することができた。支払い費用は再定着土地代金一万二五〇〇余円と三年間運営経費三万四五〇〇余円を合算した四万七〇〇〇余円で、運営経費には再定着指導費五四〇〇円をはじめ道路および井戸などの基本施設設立費が含まれた[99]。この費用を一戸当たりの所要費用として計算してみると、再定着民一戸当たり一四七円の金額を会社が支払ったこととなる。赴戦江の火田整理事業を面に譲渡する当時、会社で策定した費用が一戸当たり一〇七円程度であったことと比べると[100]、長津江では一戸当たり四〇円程度を追加で策定したことがわかる。しかし、一九二六年以来、赴戦江火田事業を直接運営して支出した実質的埋没費用を考慮すると、長津江水没民再定着事業の官庁代行の方がより効率的な方案であったと言える。また、面有財産を増やして、税収を維持できるという点でこのような決定は面をはじめ行政官庁側の利得となる方案でもあった。

その反面、再定着地へと移転した水没民の状況は楽観できるものではなかった。長津江水没民は、赴戦江に比べて元居住地の密集度が高く（図3のA）、特に郡の中心地であった中南面（図3のC）が水没地へと編入されたため、該当面民を中心に水没地買収に対する強い抵抗があった[101]。しかし、かれらの抵抗は会社と警察の協調によってなされた主要人物の検挙と「土地収用令」の適用などによって、会社に「陥落」されたように終結し、再定着過程で住民側の意見が反映される余地はほとんどなかった。これに対して再定着関連計画が公表される当時より朝鮮人言論は「火田民にでもなって生活しろと、赤水〔里―引用者〕など山谷へ移送」すると、その状況を憂慮した[102]。このような憂慮は、現実を相当反映したものであった。一九三六年総督府に提出された事業の実績報告によれば、定着地内の住民は「冬には隣接地である雲水

〈図３〉長津江水力発電所水没民再定着計画図

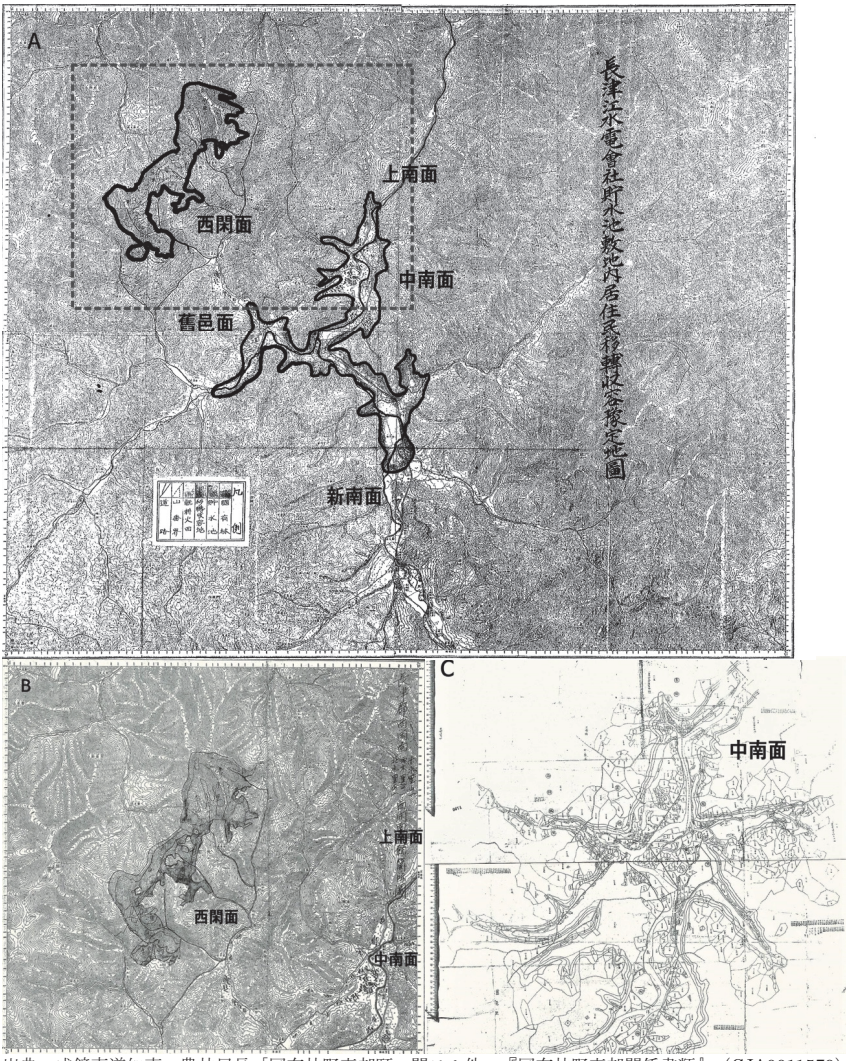


出典：咸鏡南道知事→農林局長「国有林野売却願ニ関スル件」『国有林野売却関係書類』（CJA0011579）1934年12月18日、166頁。「土地収用裁定の件」『土地収用裁定（咸鏡南道）』（CJA0015272）、1937年9月13日、671～672頁。

備考：A＝長津江水力発電所計画図：図の右側の線で囲まれた部分が水没予定地であり、左側の線で囲まれた部分は再定着地を示している。B＝水没民再定着地（西閑面）と水没予定地（中南面・新南面）の一部拡大図。C＝水没予定地（中南面）一部拡大図：水没予定である家の地番が表記されている。

里国有林木材作業場で出稼ぎ労働をしているが、現在地から距離が遠く、通労がとても困難」で、「春には葛田里水電堰堤工事場あるいは再定着地（収容地）内の安澤商会〔日本窒素代行会社―引用者〕伐木運材作業に従事し、その労銀をえて姑息的生計を運営してい」る状況であった[103]。元居住地では自作農であったが、再定着地へ移住した後には事実上工事と木材運搬などの日雇い労働者に転落したことを確認できる。後続記録が残っておらず断定できないが、このような一年間の成果を見ると、水没と再定着によって経験した生活の落差がその後回復したとは言い難い。

発電所近隣の火田民の状況も赴戦江の場合に比べ、一層劣悪になったことが窺える。会社は赴戦江開発当時、「火田整理事業」運営を通じて火田民に対処したが、長津江では「林野貸付事業」を基盤とした[104]。事業の焦点を「火田民」の指導・定着を通じた水源地保護ではない、「林野」自体の管理へと転換したと言える。具体的には、一九三八年から一〇年間長津郡内の三つの面（西閑、中南、新南）一帯の国有林六〇七八万二二一九坪を会社が貸与する計画で[105]、主要目的は会社の土木工事用木材を造成する（用材林の造成）と同時に、貯水池の水源を涵養し、火田の拡大を阻止する点にあった。会社はこのために一〇年間総七〇万円を経費として投資し、会社内に林務係を設置して該当の土地を管理することを計画した[106]。また、火田に対しては現在耕作中である火田面積を調査し、その中で熟田化する展望がある地域に限って火田耕作を承認するが、「事由如何にかかわらず、許可面積以外を新たに耕作・拡大耕作する場合」あるいは「官の指示に違反する場合」には即時耕作を廃止させ、他の場所へ移居させることを計画した。また、永久耕作の可能性が低い者、あるいは業種を転換できる者は、即時もしくは期間を置いて閉耕させることにした[107]。赴戦江での火田整理事業が会社側の「指導・管理」を通じた「火田民の更生・定着」を目標としたならば、長津江では「造林＝利権保護」を目標の中心に据えて、火田民については「監視・統制・追放」に注力することを明示したと言える[108]。会社のこの計画案は、一九四〇年に総督府よって認可された。以後の後続報告が残っておらず、該当事業の結果を明確にすることは難しいが、咸鏡南道内の火田民中一部を鉱夫などに転業させた事例などが新聞記事に報道されているこ

とを見ると、会社内の林野でも類似した事例があったことが窺える。[109]

総合してみると、会社は赴戦江開発過程で得た「植民地開発の文法」を長津江開発過程に適用した。赴戦江開発でその明示的焦点が水没民と火田民の収容という「地域民」に合わされていたならば、長津江開発では寄付金（水没民再定着事業基金）と林野（＝木材伐木用土地）という「費用／利権」それ自体に集中したのである。会社は、行政官庁に自らを「代理」させて再定着事業を運営し、処罰（火田民の追放）するようにした。長津江開発を起点に、会社は「植民地民」との直接対面を最小化し、「官庁」を通じた開発方式を定着させていったと言える。このような傾向は、戦時体制期以降の虚川江と鴨緑江開発で極大化された。

## 五　虚川江・鴨緑江開発：官斡旋機構の介入と再定着事業の開拓移民化

一九三七年以前において、日本窒素は電源開発を一つずつ順を追って行われた。会社は一九二六年に始めた赴戦江開発を一九三二年に完了し、その翌年より長津江開発に取り組んだ。しかし、一九三七年以降は長津江の追加拡張工事を進行すると同時に（一九三八年完工）、虚川江（一九三六年許可、一九三七年着工、一九四三年完工）と鴨緑江（一九三七年許可、一九三七年着工、一九四五年解放当時未完）の工事を並行した。一つずつ順を追って遂行する方式から「同時多発的」開発へと転換したのである。また、開発地域と規模もやはり大きく変化した。初期より推進された赴戦江・長津江・虚川江開発は咸鏡南道内に二〇万～三〇万キロワット規模の発電所を建設する方式であったが、鴨緑江開発は朝鮮と「満洲国」の国境地帯で最大七〇万キロワット規模の発電所を建設することを目標とした。開発の「大型化」である。以下では、一九三七年以降推進された虚川江と鴨緑江の開発のなかで、「植民地民」がどのように扱われたか、その方式について検討する。ただし、現在確認できる資料

〈表９〉虚川江水力発電所水没民再定着計画概要

| 目的 | 規模 | 斡旋 | 場所 | 会社負担金額 |
|---|---|---|---|---|
| 開拓民 | 400戸 | 咸鏡南道･鮮満拓殖 | 咸鏡南道　甲山郡　北鮮開拓区域 | 4万円（戸当　100円） |

出典：長津江水電「虚川江水電灌水区域内の居住民移転費支出の件」『長津江水電稟議書』昭和 12 年度、1937 年 10 月 13 日（『日窒抄錄』150-3-45、1164 頁）。

では火田民に対する対策は探すことができないため、水没民の再定着を中心に分析する。

虚川江水没地は咸鏡南道豊山郡所在三つの面（安水、安山、里仁）一〇〇〇万余坪で、その買収は一九三六年から始まった[110]。赴戦江以来の買収経験をもとに、会社は咸鏡南道との協議を経て、「長津江水電工事の最終価格と完全に同一」の価格で、行政機関（道知事―郡守）と警察の協力を得て買収を行った[111]。この過程で拠り所を失った水没民は一四〇〇余戸で[112]、会社はこのうち四〇〇戸を対象に再定着事業を推進した。

会社の文書によれば、虚川江水没民の再定着は、咸鏡南道の要請によって、国策会社である鮮満拓殖株式会社が代行する方式で進行された[113]。再定着地域は咸鏡南道甲山郡所在の北鮮開拓区域であった。長津江開発までの水没民再定着事業の主眼点が「集団収容」を通じた「定着」にあったなら、虚川江開発からは水没民の労働力活用へとその焦点が転換されたと言える。また、既存の事業主体は会社と面であったが、虚川江開発からは「前例ニヨラズ鮮満拓殖会社ノ移住計画中ニ割込マシメ」る方式を選んだという点にも注目する必要がある[114]。すなわち、既存の再定着事業の性格は（会社の利益のために住民の財産権を侵害する）「不公正な補償」による結果として発生する社会問題を未然に遮断する「消極的防御」水準にとどまっていたが、虚川江開発以降は「不公正な補償」に対する問題提起を封鎖することはもちろん、ひいては水没民を一つの「労務資源」とみなして官斡旋開拓事業に投入させる「積極的動員」へと方向を転換したのである。会社側は長津江の事例と同じく、事業の費用だけを負担する形で再定着事業を終えることができた。会社側が事業のために負担した金額は総額四万円で[115]、一戸当たり一〇〇円の費用を策定したことになる。長津江再定着事業に一戸当たり一四七円を策定したことと比較すると、会社側としては費用面でも効率的な方式であった。会社はこの方式を鴨緑江開発に拡大適用した。

既存の研究を通じて明かされてきたように、鴨緑江水力電源の開発は戦時体制期の朝鮮と「満洲国」を併せた超大型プロジェクトであった[116]。その一次計画であった水豊ダムの水没民規模は朝鮮側に限っても、平安北道所在五つの郡（昌城、碧潼、楚山、渭原、朔州）内の五〇〇〇余戸三万二〇〇〇余名に達した（一九三八年現在）[117]。

〈表 10〉 鴨緑江水豊ダム朝鮮側水没民の再定着計画概要

| 目的 | 規模 | 斡旋 | 場所 | 会社負担金額(戸当) |
|---|---|---|---|---|
| 塩夫 | 132戸 | 専売局·平北道 | 平南 龍岡郡 貴城塩田 | 1万3,784円(104円) |
| 開拓民 | 1,465戸 | 鮮満拓殖 | 満洲国奉天省興京県2区 | 30万4,720円(208円) |
| | | | 満洲国錦州省盤山県栄興農村 | |
| | | | 満洲国濱江省葦河県九里 | |
| | | | 満洲国濱江省葦河県十里 | |
| | | | 満洲国龍江省泰來県五廟子 | |
| | | | 満洲国吉林省盤石県八棵樹 | |
| | | | 満洲国濱江省延寿県河東農村 | |
| | | | 満洲国牧丹省穆稜県孤楡樹 | |
| | | | 満洲国濱江省葦河県太陽村 | |
| | | | 北中国寧河県芦台模範農村 | |
| | | | 満洲国通化省柳河県孤山子 | |
| | | | 満洲国濱江省木蘭県廣利東屯 | |
| 合計 | 1,597戸 | | | 31万8,504円(199円) |

出典：鴨緑江水電「水没地帯移住民所要経費に関する件」『鴨緑江水力発電稟議書』昭和 15 年度、1940 年 2 月 11 日（『日窒抄錄』178-2-26, 1367 頁）。満洲国内の入植地地名は、広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題―朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』139、1991 年、24 頁、表 9 より再引用（不明分は除外）。
備考：再定着地移転戸数だけを集計した。このほかに 4,123 戸の自由移住を対象に道外移住戸当 130 円、道内移住 100 円を移転費として支給した。

水没地の買収はその規模を考慮して既存の方式とは異なる、官庁が担当する方式をとった[118]。これにより朝鮮側では総督府―平安北道―会社、満洲側では「満洲国」政府―安東省公署―会社が協力体系を構築して買収を完了した[119]。水没民の再定着もまた同一の協議体系内で構想された。そのうち朝鮮側の水没民再定着計画を見ると表10の通りである。

再定着事業に関する議論は一九三八年から行われた。既存の研究によれば、一九三八年当時立案された計画は全三件で、その目的地は平安南道龍岡郡貴城塩田（一三二戸）、黄海道延白郡海南塩田（五〇〇戸）、平安南道平壌無煙炭田（一万五七一四名）であった[120]。すべて朝鮮内移住で、官斡旋を通じた塩夫と鉱夫の募集計画であった。このうち会社側の資料でその議論過程を確認できる事例は、貴城塩田と海南塩田の計画である。二つの事例すべて総督府専売局と平安北道庁が斡旋し、水没民を計画塩田に塩夫として移住させるという内容であった。この中で実際に採択されたのは貴城塩田の計画で、「旅費、輸送費、指導費、運送途中食費、雑費」を含んだ会社の負担金が一万三七八四円、一戸当たり一〇四円規模であった[121]。

他方、海南塩田の計画は塩夫宿所（塩夫舎）建設費を含めて所要予算総額二五万円、一戸当たり五〇〇円規模であったのだが[122]、費用の問題で実際の施行にまで達することはできなかったようである。

より大規模の再定着は虚川江の事例と同じく、鮮満拓殖によって行われた。ただし、事業の主管は鮮満拓殖が担当するが、その計画の協議過程には総督府・「満洲国」・平安北道庁と会社がともに参与した[123]。その計画規模は一九四〇年二月現在全一四六五戸を「満洲国」内の開拓村へと移転させることで、会社側は総額三〇万四七二〇円、一戸当たり二〇八円を負担することを約束した（表10）。

総合してみると、鴨緑江水豊ダム水没民の再定着事業は、虚川江の場合と同じく官斡旋移民を通じて進行された。会社側が担当しなければならない費用は、一戸当たり約二〇〇円規模で、赴戦江以来の開発事例に比べてはるかに高かった。特に、国境を越えて移住させなければならなかったため、旅費等で会社が支払う費用が大きかったと言える。しかし、会社は「満洲国」への移民を通じて一九三九年から二年間だけで全一〇〇九戸を移転させることができた[124]。

会社側にとってこのように「有利」に活用された官斡旋を通じた開拓民化は、水没民にどのような影響を与えたのだろうか。満洲への移民計画案はその立案当初より「満洲移民モ結構ナルモ満洲ヘ居住民ヲ追払フト言フガ如キ観念ヲ抱カシムルハ好マシカラズ」（総督府内務局長）という見解が表明されるほど[125]、「再定着」よりは「追放」と受けとられやすかった。下記の引用は満洲へ移転されたある水没民が残した口述を抜粋したもので、再定着以後の状況を断片的に示している[126]。

> 移住する前に「鮮満拓殖株式会社」の説明では、家も土地もすべて提供すると説明したが、実際に着いてみたら家は建てている最中であった。そのため仕方がなく、先にできた錦河屯にある「鮮満拓殖株式会社」の倉庫で生活した。**１９３９年秋**、錦河屯から約２㎞離れた太陽村に楚山郡からきた開拓団のための住宅が建てられた。〔…〕広さ**３０㎡の住宅に２家族**が住まなければならなかったので狭かった。
>
> 「集団部落」は縦横２００ｍの正方形で、高さ２ｍの**土城**で囲まれてその外には深さ１ｍの**外濠**が彫

られ、さらにその外には**鉄条網**が張られていた。大門の所には自衛団室があり、電話も設置されていた。勤務する人々には**銃**が配られ、定期的に「集団部落」を見回っていた。もし何かがあったら、すぐ亜布力警察所から**警察官が駆けつけてくる**。さらに事態が深刻になれば**軍隊**もやってくる。〔…〕朝鮮人移民は「集団部落」に集められて他の地域に自由に行き来できなかった。**しかし、住居条件や労働条件への不満から、「集団部落」から逃げる人**もいた。〔強調は引用者〕

口述者は一九三九年八月平安北道楚山郡を離れて満洲国濱江省葦河県太陽村へ移住した水没民で、当時楚山郡では九四戸五五〇名が集団移転した[127]。引用文によれば、事業を進行した鮮満拓殖は再定着住居地も用意しないまま移転を開始し、その後提供した家屋も一戸当たり四・五坪前後に過ぎなかった。また、再定着地を一つの「集団部落」に作り上げ、土城・垓字（外濠）・鉄条網などで水没民の物理的移動（＝逃亡）を遮断すると同時に、自衛団と警察官、軍隊を動員して「抵抗」を統制した。水没民側ではこれに反発して、逃亡を選択することもあった。

日本窒素の水豊ダム建設は当初東洋最大規模の大型土木事業として、戦時体制期朝鮮と「満洲国」の工業化の根幹となった。植民地期当初はもちろん、解放後までもこれらの開発は発展主義的指向と巨大主義に対する追従の中で浪漫化され美化された。しかし、この過程は「開発」と同時に、三万余名に達する巨大な開発難民を作り出す過程でもあった。

水没地買収と水没民再定着という社会的課題を前に、会社は赴戦江開発以来蓄積してきた植民地における開発経験を積極的に導入した。会社は官庁と国策会社を利用して関連業務をすべて外注化し、社会に対する「介入」とそれによる「責任」から抜け出すことができた。この過程で水没民の再定着は、それ以前の開発と同じく「非自発的」であると同時に、戦時体制という時期的特性によって積極的な監視と統制を伴う労務動員の性格で推進された。

## 六　結論

本稿は、植民地期の日本窒素による水力発電所建設を「開発難民」という社会・政治的問題を中心に分析し、帝国企業の「効率的」植民地進出のために地域と地域民が一つの「社会的実験場」として利用される過程を批判的に分析することを試みた。特に会社の水没民・火田民再定着事業を中心に、企業と植民地行政官庁（総督府・地域官庁）の任意的で非公式的な共謀関係の中で植民地特有の企業親和的開発慣行が形成される過程を究明しようとした。

二章では、日本窒素の朝鮮内水力電源開発の概要を叙述した。特に日本窒素が朝鮮に先行して導入した流域変更式開発方式が、日本本土では「安全性」を問題に地域民と土木技術者内部の批判を受け霧散した点に注目した。この時会社は、日本本土と異なり地域民を代弁する代議政治制度も専門家も不足した条件の下で、自らが「植民地社会」に直接介入しその対応を測定する方式を選んだことがわかる。

三章では、その第一の過程として赴戦江開発事例を分析した。それ以降の事例と異なり、赴戦江では「火田整理事業」の方式で、会社が直接水没民・火田民の再定着事業を計画・運営したことがわかる。この過程で会社は、施恵的位置で「公益性」を標榜し、この地域民を指導・管理すると計画したが、実際に運営では「会社の営利」を優先視しながら地域民の権利を侵害し、結果的に再定着地を貧民地帯化した。それにもかかわらず、会社は赴戦江開発で大きな成果を得た。本国行政官庁の反対（会計検査院の再定着事業撤回及び違約金賦課指示）にもかかわらず、総督府と咸鏡南道庁は会社事業の代行を選択し、会社との間に特殊な協力関係を構築した。その後の開発は、かれらの任意的で非公式的な共謀関係の上で、植民地特有の「企業親和的」な方式で行われていった。

四章では、赴戦江開発で形成された企業―官庁間の協力体系が、長津江開発の際にどのような方式で適用されたのかを検討した。赴戦江開発では水没民と火田民の収容という「地域民」に焦点が合わされていたならば、長津江開発では寄付金（＝水没民再定着事業基金）と林野（＝木材伐木用土地）という企業の「費用／利権」それ

自体が強調されたという点に注目した。この時、行政機関は会社を「代理」して運営（再定着地）あるいは処罰（火田民の追放）を行う方式で、企業の「開発」を支えたことがわかる。長津江開発を起点に、会社は「植民地民」との直接対面を最小化し、「官庁」を通じた開発方式を安着させていったと言える。

五章では、虚川江と鴨緑江の開発でこのような「営利中心」の開発慣行が極大化される過程を検討した。この開発で会社は官庁と国策会社を利用して関連業務を全て外注化することによって、社会に対する「介入」とそれに伴うすべての「責任」から逃れることができた。この過程で行われた水没民の再定着は、それ以前のどの開発とも同じく「非自発的」であったと同時に、戦時体制という時期的特性によって積極的な監視と統制を伴う労務動員の性格として極端に転換されたことがわかる。

日本窒素の「開発難民」対策が象徴するように、植民地期朝鮮で推進された「開発」は、経済的であると同時に、極めて社会的で、政治的な問題であった。企業の開発をめぐる規制が粗末であった植民地で、企業は行政官庁との任意的で非公式的な協力体系を構築し、企業親和的な開発慣行を形成していった。この過程で、地域民は漸次議論線上で非可視化され、戦時体制期には開拓移民者へと転落した。このような分析は今後、日本帝国内の様々な植民地事例との比較研究を始め朝鮮内で施行された幾多の開発事例との比較分析を通じて、より一層深化される必要がある。

【注】

(1) 第一次世界大戦以後、米国、ロシア、英国、ドイツ、中国の水力電力開発については、以下を参照。＊トーマス・ヒューズ著、キム・ミョンジン訳『現代アメリカの起源一〜二』ナナム、二〇一七年（Thomas P. Hughes, *American Genesis—A Century of Invention and Technological Enthusiasm, 1870–1970*, University of Chicago Press, 1989）。＊パトリック・マックカリー著、カン・ホジョン他訳『音を失った川』知識工作所、二〇〇一年（Patrick McCully, *Silenced Rivers—The Ecology and Politics of Large Dams*, Zed Books, 1996）。＊ムン・スヒョン「ライン江活用政策の変化：「生産」要素から「生命体」へ」『全北史学』三七、二〇一〇年。

(2) 朝鮮における水力電力開発については、植民地当時より

多くの資料が刊行されたが、本稿では主に日本本土及び世界的開発推移との関連性を中心に下記の文献を参考にした。朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、一九八一年。また、植民地期台湾の水力電力開発については、下記の文献が参考になる。湊照宏『近代台湾の電力産業―植民地工業化と資本市場』御茶の水書房、二〇一一年。清水美里『帝国日本の「開発」と植民地台湾―台湾の嘉南大圳と日月潭発電所』有志舎、二〇一五年。

(3) 本文の「日本窒素肥料株式会社」は、いわゆる「日本窒素系列」と呼ばれたグループ全体を代表した持株会社を意味する。該当グループ傘下で朝鮮の水力発電所建設を担当した企業は、朝鮮水電（以後、朝鮮窒素へと統合。朝鮮窒素は後に日本窒素へ統合）。長津江水電、鴨緑江水電等に分れるが、本稿では便宜上、持株会社名である日本窒素と通称した。

(4) ＊堀和生著、チュ・イクチョン訳『朝鮮工業化の史的分析―日本資本主義との関係―』伝統と現代、二〇〇三年、二五九頁、二六一頁（堀和生『朝鮮工業化の史的分析』有斐閣、一九九五年）。

(5) ＊許粋烈『開発なき開発』ウネンナム、二〇〇五年、一七三頁より再引用（同書の日本語版は、許粋烈著、保坂祐二訳『植民地朝鮮の開発と民衆―植民地近代論、収奪論の超克―』明石書店、二〇〇八年）。

(6) 本稿で用いる「開発」という言葉は、「開発」概念をめぐる批判的議論に基づいている。すなわち、「発展主義」と「成長主義」を基盤に美化されてきた「開発」概念に距離を置き、権力・人権・環境・空間などの代案的価値を中心に植民地期以後韓国資本主義文化の形成を再考する視角である。このような問題意識については、最近、『歴史問題研究』三八号（二〇一七年）「植民地開発と朝鮮社会の問い直し」特集に収録された三編の研究より多くの示唆を受けた。＊コ・テウ「植民地土建業者の「寡占同盟」」『歴史問題研究』三八号、二〇一七年。＊パク・ウヒョン「一九三〇年代朝鮮総督府の私設鉄道買収推進と特徴」『歴史問題研究』三八号、二〇一七年。＊チュ・ドンビン「水道水分配の政治経済学」『歴史問題研究』三八号、二〇一七年。

(7) 野口遵述、安藤徳器編『今日を築くまで』生活社、一九三八年、九〇頁。この一九三八年に刊行された日本窒素創業主・野口遵のインタビュー集に収録された言及によれば、当時世界最大規模の水力発電所であったソ連のドニプロ江ダム（いわゆる「レーニンダム」）に、日本窒素の赴戦江ダムをなぞらえて呼んだものである。

(8) 鴨緑江水豊ダムについて植民地期各種新聞・雑誌で頻繁に使用された言説。このような宣伝言説については、＊キム・ウネ「アジア開発主義原風景：水豊ダムのイメージ」『翰林日本学』二二、二〇一三年参照。

(9) 日本窒素関係者を含めて戦後日本へ帰還した朝鮮電気産業関連者は、戦前米国のTVAと日本窒素の事業を比較して日本窒素の先進性と優秀性を強調した。（朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、一九八一年、五五一〜五五四頁参照）。

(10) 日本窒素関係者が脱植民地期韓国をはじめとした様々なアジア国家の補償ビジネスに参与し、開発独裁政権の開発に人的に介入する過程については、次の研究が参考になる。河村雅美「ダム建設という「開発パッケージ」」町村敬志編『開発の時間　開発の空間―佐久間ダムと地域社会の半世紀』東京大学出版会、二〇〇六年。谷川竜一「流転する人々、転生する建造物　―朝鮮半島北部における水豊ダムの建設とその再生―」『思想』一〇〇五、二〇〇八年。大場四千男「水力時代　電力革命の経営史研究」『北海学園大学経営論集』七-二（二五）、二〇〇九年。＊キム・ウンギ「戦後日本のアジア市場再進出に関する研究―日本工営を中心に」『日本学報』八八、二〇一一年。前掲＊キム・ウネ。

(11) 韓国をはじめ様々な国家で植民主義的開発の理念・慣行が残した影響については、以下の文献が参考になる。＊ヨアヒム・ラートカウ著、イ・ヨンヒ訳「四章　環境史的分水嶺としての植民主義」『自然と権力―人間と自然、葛藤と介入、そして和解の歴史』サイエンスブック、二〇一二（Joachim Radkau, *Natur und Macht*, C. H. Beck Verlag, 2002.）。＊ウィリアム・イースタリー著、キム・ホンシク訳『専門家の独裁―経済学者、独裁者、そして貧者の忘れられた権利』ヨルリンチェクドゥル、二〇一六（William Easterly, *The Tyranny of Experts: Economists, Dictators, and the Forgotten Rights of the Poor*, Basic Books, 2014.）。

(12) 前掲＊堀和生。＊キム・キョンリム「植民地期独占的電気事業体制の形成」『梨大史苑』三二、一九九九年。キム・キョンリム「植民地期朝鮮の独占的電気需給構造と工業構造の奇形化」『梨花史学研究』二八、二〇〇一年。＊オ・ジンソク「韓国近代電力産業の発展と京城電気（株）」延世大学校博士論文、二〇〇六年。＊オ・ソンシル「一九二〇〜三〇年代植民地朝鮮の電力システムの転換：企業用大型水力発電所の登場と電力網体系の構築」『韓国科学史学会誌』一二-一、二〇〇八年。李光宰『韓国電力業の起源』柘植書房新社、二〇一三年。この

うち、堀和生とオ・ソンシル、李光宰の研究で総督府の電力政策と日本窒素の関連性が具体的に論じられており、その他にも＊キム・ウンギ「日本窒素による鴨緑江本流電源開発と朝鮮総督府・満洲国間の共助」『近代列強の植民地統治と国民統合』東北亜歴史財団、二〇一〇年。＊チョン・アンギ「一九三〇年代電力国策「朝鮮送電（株）」研究」『東方学誌』一六六、二〇一四年。＊チョン・イェジ「朝鮮総督府の電力統制と日本窒素肥料会社の電力事業」延世大学校修士論文、二〇一六年が同一の問題に取り組んだ。

(13) 「開発」言説で「国家対市場論」が持つ問題点は、国際開発学を中心に様々な学会で批判的な議論がなされている。本稿では特に次の研究を参考した。前掲＊ウィリアム・イースタリー。＊ジェイムズ・C・スコット著、チョン・サンイン訳『国家のように見ること』エコリブル、二〇一〇年（James C. Scott, *Seeing Like a State*, Yale University, 1998）。＊グリン・ウィリアムズ、ポーラ・メス、ケイティ・ウィリス著、ソン・ヒョクサン他訳『開発途上国と国際開発』プルンキル、二〇一六年（Glyn Williams, Paula Meth, Katie Willis, *Geographies of Developing Areas*, Routledge, 2014.）。

(14) Aaron Stephen Moore, *Constructing East Asia—Technology, Ideology, and Empire in Japan's Wartime Era, 1931-1945*, Stanford University Press, 2013°谷川竜一「朝鮮巨大電源開発の系譜—大井川から赴戦江へ—」『近代日本の空間編成史』思文閣出版、二〇一七年。谷川竜一「電気技術者・森田一雄と水力発電—植民地朝鮮の開発前史として—」『土木史研究講演集』三七、二〇一七年。

(15) 堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」『朝鮮における日窒コンツェルン』不二出版、一九八五年。堀内稔「長津江水電と土地紛争」『朝鮮民族運動史研究』二、一九八五年。広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題—朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』一三九、一九九一年四月。広瀬貞三「「満州国」における水豊ダム建設」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』六、二〇〇三年。その他にも日本窒素発電所建設工事の「労働者動員」問題を分析した研究としては次のものが参考になる。松岡信夫「朝鮮窒素肥料株式会社の体質と行動（〈ノート〉水俣病前史）」（一）～（四）『自主講座』一六、一七、二三、二五号、一九七二年七月～一九七三年四月。広瀬貞三「「官斡旋」と土建労働者—「道外斡旋」を中心に」『朝鮮史研究会論文集』二九、一九九一。広瀬貞三「植民地期朝鮮における官斡旋土建労働者—道外斡旋を中心に」『朝鮮学報』

一五五、一九九五年。＊ホ・スヨル「日帝末朝鮮内労働力動員の強制性に関する考察―官斡旋と勤労報国隊を中心に―」『真実と和解、未来のための真相究明』未公刊、二〇〇五年。加藤圭木「植民地期朝鮮における「労働者移動紹介事業」（一九三四～一九三六）―朝鮮内労働力動員政策前史」『日本植民地研究』二三、二〇一一年。＊パク・サンピル「日帝下日本窒素肥料株式会社の赴戦江・長津江開発と労働者統制」ソウル大学校修士論文、二〇一七年。

(16) ＊ホン・ソンテ『土建国家を改革せよ』ハヌル、二〇一一年、一一九頁。

(17) 水力発電所建設によって発生する水没民をはじめ、電力産業の拡大による開発難民は現在までも全世界的な社会問題として再現されている。これについては前掲＊パトリック・マックカリー。＊イ・ウンチョル「三峡ダム建設の社会的意味：自然と科学技術、国家と人民の競合」『中国学研究』五七、二〇一一年。＊チ・フンギョ『密陽戦争―共通資源基盤急進民主主義プロジェクト』ナルムブックス、二〇一六年。

(18) 会社の水力電源開発の対象地域は、咸鏡南道と平安北道に位置する山岳地帯で、多くの火田民が居住していた。

(19) 「貯水地域にある六百の火田民は、会社の為めに畑も買上げられ家屋の立退料まで交付をうけた。当時彼等にとつては一時黄金の雨が降つたのであつた。然るに彼等は其の時其の金で将来を考慮することなくノラ性を帯びた彼等は都見物に出かけて、用事なき自動車や汽車に試乗し、曾て着たこともなき絹布に身を包んで遊び廻つた果てに、遂に結局浪費してしまつた」（藤本梅良『新興の咸南：赴戦嶺水電工事』新興の咸南社、一九二九年、四四頁）という否定的叙述が代表的である。

(20) 佐藤時彦『土木人生五十年』中央公論事業出版、一九六九年、一一二～一一三頁。

(21) 朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、一九八一年、五五四頁。

(22) これはＴＶＡ事業の再定着事業が成功的で優越であったという判断を意味するものではない。ＴＶＡの再定着事業の全貌については、以下の研究がある。前掲＊トーマス・ヒューズ『現代アメリカの起源二』。＊キム・ウミン「ＴＶＡと第三世界国家建設―インドにおける技術民族主義ダム建設を中心に―」中央大学校博士論文、二〇〇九年。Walter L. Creese, *TVA's Public Planning—The Vision, the Reality*, Univ of Tennessee Press, 1990. Aelred J. Gray and David A. Johnson, *The TVA Regional Planning and Development Program: The Tra*

*nsformation of an Institution and Its Mission*, Routledge, 2017。TVA再定着事業を批判的に分析した主要研究としては、次のものが参考になる。John Muldowny, Michael J. McDonald, *TVA and the Dispossessed—The Resettlement of Population in the Norris Dam Area*, Univ of Tennessee Press, 1981。Nancy L. Grant, *TVA and Black Americans*, Temple University Press, 1990を参考にできる。

(23) 本稿ではこのような開発慣行を支えた会社の「寄付―ロビー」を通じた政経癒着と、大規模開発過程に現れた環境問題については扱うことができなかった。これは追って別稿で論じる予定である。

(24) ＊トーマス・ハガー著、ホン・キョンタク訳『空気の錬金術』バンニ、二〇一五年（Thomas Hager, *The Alchemy of Air*, Broadway Books, 2008）を参考。

(25) 野口遵述、安藤徳器編『今日を築くまで』生活社、一九三八年、七一～八五頁。

(26) 以下、会社の朝鮮内水力発電所についてはチッソ『風雪の百年：チッソ株式会社史』DNP年史センター、二〇一一年、六一～六七頁を参考。

(27) 前掲＊堀和生、二三九頁、二四五頁を参照。

(28) 同右、二五九頁。

(29) 日帝期日本本土と朝鮮の水力発電方式の差異については、朝鮮電気事業史編纂委員会『朝鮮電気事業史』中央日韓協会、一九八一年、一二七頁を参照。朝鮮水力発展方式の特徴については同二四一頁。

(30) これに関連する内容は、赴戦江発電所の考案者であった森田一雄に注目し、流域変更式発電所の導入をめぐって日本本土と植民地に現れた温度差を分析した次の研究に詳しい。前掲谷川竜一「朝鮮巨大電源開発の系譜」。

(31) 会社のこのような施工方式が植民地の地域社会と環境に及ぼした影響については、別稿で分析する。

(32) 前掲堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」、同「長津江水電と土地紛争」。前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」、同「「満州国」における水豊ダム建設」を参照。

(33) ＊ノ・サンファン『環境価値を考慮した小規模用水電用貯水池の経済性分析』韓国環境政策・評価研究院、一九九八年。＊「ヨンダムダム淡水に向けて移住対策飛翔」『全北日報』二〇〇〇年一月五日付。

(34) これは土地所有者と縁故者を合算した数値である。＊「朝鮮水電農林部、無忌憚な暴言。一般農民が大憤慨」『朝鮮日報』一九二九年七月六日付。

(35) ＊「郡守の欺瞞に東上面民激憤、三百餘名連署へ」『中

外日報』一九二七年六月四日付。

(36) 咸鏡南道『高地帯開発案』謄写、一九三六年、五〇頁。

(37) 郡単位地域有志と会社との関係については後日別稿で詳述する。＊「不日着手される朝鮮水電工事発電所貯水地買収」『毎日申報』一九二六年三月一六日付。

(38) ＊「日窒工場位置は咸興で決定」『東亜日報』一九二六年一二月一七日付。＊「所謂謝礼金用途問題で新興郡民大会」『東亜日報』一九二七年八月四日付。

(39) 前掲松岡信夫。前掲堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」、同「長津江水電と土地紛争」。前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」。＊孫禎睦「世界最大化学工業都市興南の形成・発展と終末」『（日帝强占期）都市化過程研究』一志社、一九九六年。前掲広瀬貞三「「満州国」における水豊ダム建設」。

(40) ＊「郡守の欺瞞に東上面民激憤、三百餘名連署へ」『中外日報』一九二七年六月四日付。

(41) 森林部長→咸鏡南道知事・咸鏡営林署長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）一九二九年九月一七日、六〇五頁。

(42) ＊「郡守の欺瞞に東上面民激憤、三百餘名連署へ」『中外日報』一九二七年六月四日付。＊「數千の『死』を顧みず背信する朝鮮水電」『東亜日報』一九二七年八月六日付。

(43) 朝鮮総督府は一九一六年「内訓第九号火田整理に関する施策方針」に基づき、火田整理事業を推進してきたが、その成果は得られなかった。一九二〇年代後半、火田整理に対する大規模調査事業を推進し、一九二九年七月朝鮮火田調査委員会の「火田整理要綱」を発表し、一九三〇年代以降、これに基づいて本格的な火田整理事業を推進した。これについては、＊チェ・ビョンテク「朝鮮総督府の火田整理事業」『韓国文化』五八、二〇一二年を参照。

(44) 一九二六年政務総監のインタビューから、朝鮮水電の火田整理事業に対する言及を見いだすことができる。「火田民整理については〔…〕朝鮮水電では会社所有の森林を一は水の保護、一は森林の保存のために、耕地を無償で譲渡するとする。」（＊「北鮮富源開発に對して湯浅政務総監談」『東亜日報』一九二六年七月二四日付）。

(45) 正確な売却坪数は一万六一六五町六反八畝であったが、便宜上、反畝単位は省略した。野口遵→宇垣一成「国有森林売却願」『火田林野関係書類』（CJA0011130）、一九二七年七月二〇日。

(46) 咸鏡南道知事→不明「火田整理ニ関スル件」『国有林野産物売却書』（CJA0010734）一九二七年三月二八日、二

三三〜二三四頁。

(47) 該当国有林は要存林と不要存林すべて含めた。

(48) 貸与地は同面新成里所在の地で、面積四三七万四〇〇〇坪（一四五八町歩）、期間一〇年（一九二七年九月〜一九三七年八月）。貸付料一四六円九五銭であった。売却及び貸与された土地の他に、林産物採取用土地が別途提供されたのだが、総督府が会社に提供した森林関連権限については別稿で詳細に論じる。

(49) 咸南新興郡東上面の国有林総面積は二億三四〇万余坪（六万七八〇〇坪余）であった。（咸鏡南道知事→不明「火田整理ニ関スル件」『国有林野産物売却書』（CJA0010734）一九二七年三月二八日、二四一頁）

(50) 朝鮮水電農林部「一九二八年事業報告」『火田整理』（CJA0010910）日付不明。「朝鮮水電の火田民整理着々進捗」『釜山日報』一九二九年八月二二日付。＊「火田民整理は水電農林部実施、総督府との契約によって」『朝鮮日報』一九二九年一一月一四日付。

(51) 咸鏡南道知事→森林部長「火田整理ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）一九二九年八月三日、二九〇頁。

(52) ＊「水電農林部の無理な要求」『東亜日報』一九二九年九月一六日付。＊「新興水電農林部で小作料課徴により、数百余戸の小作人たちは農林部の弊行を唾罵」『朝鮮日報』一九二九年九月一八日付。＊「朝鮮水電農林部無理徴収を恣行。貧民のためだと主張した後には収穫以上を集めて、住民の怨声漲天」『朝鮮日報』一九二九年一〇月一四日付。＊「農林部の無智な行悖、住民の怨声沸騰」『東亜日報』一九二九年一二月九日付。

(53) 咸興営林署長→森林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）一九二九年四月三〇日、三二三頁。

(54) 同右、二九五〜二九六頁。

(55) 同右、五九〇頁。

(56) 日本会計検査院ホームページ（http://www.jbaudit.go.jp/）参照。

(57) 関係協議会の開催内訳は次の通りである。一次（一九三〇年四月二五日〜二月一日）総督府＋会計検査院＋会社。二次（一九三〇年七月一一日）咸鏡南道＋会社。三次（一九三〇年九月一九日）総督府＋会社＋咸鏡南道。四次（一九三一年一月二九日〜二月一日）総督府＋会計検査院＋会社。五次（一九三一年三月二四日）総督府＋咸鏡南道。六次（一九三一年四月一日）総督府＋会社＋咸鏡南道。以後、咸鏡南道＋会社＋東上面間の協議会が開催されたと思われるが、関連内訳は明確に確認することが難しい。

(58) 森林部長→咸鏡南道知事、咸興営林署長「火田整理実施

ニ関スル件案」『火田整理』（CJA0010910）　一九三〇年一月三一日。

(59) 咸鏡南道知事→森林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）　一九三〇年四月二二日。

(60) 作成者不明「東上面ニ於ケル火田整理実施ニ関スル会合状況」『火田関係書類』（CJA0010970）　一九三〇年九月一九日、四八頁。

(61) 同右、四〇頁、五四頁。

(62) 同右、一九頁。

(63) 同右、三三頁。

(64) 同右、四〇～四一頁。

(65) 同右、三六頁、四七頁。

(66) 吉岡林務課長代理「会計検査院ト折衝顚末」『火田林野関係書類』（CJA0011130）　一九三一年三月二一日。文書が提出されたのは一九三一年三月二一日であったが、協議は同年一月二九日～二月一日に行われた。

(67) 同右、七九～八〇頁。

(68) 同右、八二～八三頁。

(69) 同右、八一頁。

(70) 同右、八二頁。

(71) 同右、八三頁。

(72) 同右、八三～八四頁。

(73) 同右、七九頁。

(74) 作成者不明「東上面ニ於ケル火田整理実施ニ関スル会合状況」『火田関係書類』（CJA0010970）　一九三一年四月一日、二五五頁。

(75) 同右、二五一頁、二五四頁、二六四頁。

(76) 同右、二五二～二五三頁。

(77) 同右、二六五頁。

(78) 同右、二六五頁。

(79) 咸鏡南道知事→山林部長「貸付地返還願ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）　一九三一年一二月二八日。山林部長→咸鏡南道知事「国有林野貸付地返還願ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）　一九三二年三月三日。咸鏡南道知事→山林部長「国有林野貸付地返還願ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）　一九三二年三月二三日。山林部長→咸鏡南道知事「国有林野貸付地返還願許可ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）　一九三二年三月二五日。

(80) 会社が一九二七年総督府より買収した金額は五万三〇〇七円五四銭であったが、一九三二年面に売り渡した金額は四万円であった。そのほかに、毎年一五〇〇円を「指定寄付」して会社の発電事業のための造林事業を面が代行するようにした。咸鏡南道知事→朝鮮総督「払下土地

譲渡承認申請ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）一九三二年九月一六日。農林局長→咸鏡南道知事「払下土地譲渡承認申請ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）一九三二年一二月六日。

(81) 農林局長→咸鏡南道知事「払下物件譲渡許可ノ件」『火田林野関係書類』（CJA0011130）一九三三年四月二六日。

(82) 朝鮮水電農林部「一九二八年事業報告」『火田整理』（CJA0010910）日付不明。「朝鮮水電の火田民整理着々進捗」『釜山日報』一九二九年八月二二日付。＊「火田民整理は水電農林部実施、総督府との契約によって」『朝鮮日報』一九二九年一一月一四日付。

(83) 朝鮮窒素「農林部牧場用貸付地返還の件」『朝鮮窒素稟議書』昭和六年度Ⅲ、一九三一年九月一七日（『日窒抄録』七〇-一-一二、六一八頁）。

(84) 興南工場「貯水用地敷地所有権移転に関する件」『朝鮮窒素稟議書』昭和一〇年度Ⅰ、一九三五年一月一三日（『日窒抄録』一二三-五-一二、九二八頁）。

(85) 住民側は一九二六年一一月と一二月に二度の郡民大会を開いてその要求内容を会社側に通報し、一九二七年二月会社側と再交渉したが、契約は履行されなかった。該当内容は前掲堀内稔「朝鮮民衆との摩擦・抵抗」に詳しい。

(86) 興南工場「東上面払下げ土地小作料徴収」『朝鮮窒素稟議書』昭和七年度Ⅱ、一九三二年五月五日。（『日窒抄録』七八-一-六、六七三頁。）

(87) ＊「新興朝窒発電水源地 千二百戸流離難免」『東亜日報』一九三二年四月三〇日付。

(88) 咸興営林署長→山林部長「火田整理実施ニ関スル件」『火田整理』（CJA0010910）一九二九年四月三〇日、三二三頁。

(89) ＊「朝鮮水電農林部、無忌憚な暴言。一般農民が大憤慨」『朝鮮日報』一九二九年七月六日付。

(90) ＊「新興水電農林部で小作料課徴により、数百余戸の小作人たちは農林部の弊行を唾罵」『朝鮮日報』一九二九年九月一八日付。

(91) ＊「朝鮮水電農林部、無理徴収を恣行。貧民のためだと主唱した後に収穫以上を集め、住民の怨声漲天」『朝鮮日報』一九二九年一〇月一四日付。

(92) ＊梁知惠「戦時体制期日本窒素肥料株式会社の植民地労使関係」『韓国史研究』一七五、二〇一六年を参照。

(93) 長津江水電「貯水池内の住民移転に関する件」『長津江水電稟議書』昭和九年、一九三四年九月一七日（『日窒抄録』一一七-六-一二、八九一頁）。

(94) 先述したように、火田整理事業の費用算定で会社が自社の損害を誇張するという点は、既に総督府・咸鏡南道・

会計検査院との議論で幾度言及されたため、ここでは会社の損益ではなく会社と官庁との「関係」の問題にだけ注目した。

(95) 一方では、これは一九三〇年代朝鮮総督府が推進した「農山漁村振興運動」の成果を反映した措置でもあった。地域単位の思想統制機構の準備と警察力の強化などの結果として、行政官庁が地域内の諸般社会問題を直接処理できる統治力量が遂に用意されたと言える。これについては、一九三〇年代前半に咸鏡南道高地帯（山間地帯）の思想統制に対するより具体的な議論が必要である。関連する試論的研究として、次の研究が参考となる。＊水野直樹「一九三〇年代後半朝鮮における思想統制政策―咸鏡南北道の「思想浄化工作」とそのイデオロギー―」『日帝ファシズム支配政策と民衆生活』ヘアン、二〇〇四年。松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』校倉書房、二〇〇九年。＊イ・テフン「日帝末戦時体制期朝鮮防空協会の活動と反共宣伝戦略」『歴史と現実』九三、二〇一四年。＊イ・テフン「一九三〇年代道警察の「治安状況」認識と統制政策―『一九三八年度江原道治安状況』を中心に」『韓国史研究』一七一、二〇一五年。

(96) 特に長津江では一九二五年から一九三三年の工事着手時点までに、すでに八年以上住民の強い抵抗運動が持続されてきたことを考慮すれば、工事期間の短縮については特に注意する必要がある。土地買収過程で会社と官庁の協力については別稿で詳しく論じる。住民側の抵抗については前掲堀内稔「長津江水電と土地紛争」が参考になる。

(97) 咸鏡南道知事→農林局長。「長津江水電貯水池敷地居住民移転収容ニ關スル件」『国有林野売却関係書類』（CJA0011579）一九三四年八月二四日。

(98) 長津江水電「貯水池内の住民移転に関する件」『長津江水電稟議書』昭和九年、一九三四年九月一七日（『日窒抄録』一一七-六-一二、八九〇頁）。

(99) 払い下げられた国有林内の立木四八万八〇〇〇余本に対する費用一一万二三〇〇余円を別に支給し、該当立木は工事資材及び販売用に会社が全て買収した。

(100) 譲渡代金四万円を再定着収容戸数三七二戸に分けて計算した。

(101) 前掲堀内稔「長津江水電と土地紛争」。

(102) ＊「長津水電貯水池で生計を失った三百余戸。火田民になって暮らせと。赤水など山谷へ移送」『朝鮮日報』一九三五年二月一日付。

(103) 咸鏡南道知事→農林局長。「長津江水電貯水池敷地居住民移転収容ノ為国有林野売却ノ件」『国有林野売却関係

書類』（CJA0011579）一九三六年六月一一日。

(104) 赴戦江以後、会社は多くの国有林の払い下げを受けたが、これについては別稿で詳細に論じる。植民地期日本窒素をはじめとした様々な企業の国有林利用の問題点に対する最近の研究としては＊カン・ジョンウォン「日帝の林野貸付政策とその性格―一九一〇、一九二〇年代貸付実態と経営を中心に」『韓国民族文化』五八、二〇一六年。＊カン・ジョンウォン「一九三〇年代日帝の朝鮮工業化と山林政策」『韓国近現代史研究』七九、二〇一六年。＊カン・ジョンウォン「日帝戦時体制期朝鮮林業開発株式会社の設立と運営」『歴史文化研究』六六、二〇一八年が参考になる。

(105) 総督→長津江水電「国有林野貸付願許可及び不許可に関する件」『国有林野貸付書類』（CJA0011512）一九三八年九月二六日。

(106) 農林局長→咸鏡南道知事「国有林野貸付地造林事業計画書」『国有林野譲与其他書類』（CJA0011492）一九四〇年一一月六日。

(107) 同右、一〇九～一一〇頁。

(108) これは会社側の独自の判断であるというよりは、一九三〇年代以降森林関連犯罪に対して「処罰」を強調する等の総督府の火田民対策が変化した点を、会社側が反映したものと考えられる。赴戦江開発が行われた一九二〇年代後半と、長津江開発がなされた一九三〇年代中盤の間に総督府の火田整理対策変化については、＊カン・ヨンシム「日帝の韓国森林収奪と韓国人の抵抗」梨花女子大学校博士論文、一九九七年。＊チェ・ビョンテク「朝鮮総督府の火田整理事業」『韓国文化』五八、二〇一二年が参考になる。本稿で言及した総督府の森林関連犯罪処罰方式の変化については前掲＊カン・ヨンシム、二二五～二二六頁参考。

(109) ＊「鉱山増産運動の現地報告（三）咸南偏―労務者施設完全、火田民も増産協力」『毎日申報』一九四一年九月三〇日付。

(110) ＊「虚川江水電用地 買受價格を公表、会社側と道が協議決定したもの、今後絶対不変方針」『毎日申報』一九三六年三月二三日付。

(111) 「一千萬坪の土地買收に萬全期す、虚川江水電の貯水池」『大阪朝日新聞』（朝鮮西北版）一九三六年三月二四日付。「虚川江水電用地五萬坪殆ど買收」『大阪朝日新聞』（朝鮮西北版）、一九三六年四月一二日付。

(112) ＊「虚川江水電貯水池で三個年移民計画、楽土を失った千四百戸住民、鮮満拓殖と交渉、北朝鮮開拓区に收容、移住費は長津水電より負担、今冬に八十戸移住、明春に

百廿戸移民（咸興）」『東亜日報』一九三七年一〇月一日付。

(113) 鮮満拓殖の特徴と活動については＊チョ・ジョンウ「一九三〇年代帝国日本の植民地人口再配置と鮮満拓殖会社」ソウル大学校博士論文、二〇一四年参照。

(114) 長津江水電虚川江水電灌水区域内の居住民移転費支出の件」『長津江水電稟議書』昭和一二年度、一九三七年一〇月一三日（『日窒抄録』一五〇-二-四五、一一六四頁）。

(115) 代金の目的は水没民の移転費と再定着地の井戸、道路などの施設費用であった。長津江水電虚川江水電灌水区域内の居住民移転費支出の件」『長津江水電稟議書』昭和一二年度、一九三七年一〇月一三日（『日窒抄録』一五〇-二-四五、一一六四頁）。

(116) 水豊ダムの建設をアジア開発主義の起源であると注目したものとして次の研究を参考になる。前掲河村雅美、前掲谷川竜一「「流転する人々、転生する建造物」、前掲大場四千男、＊前掲キム・ウンギ「戦後日本のアジア市場再進出に関する研究」。＊前掲キム・ウネ。

(117) 前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」、五頁。

(118) 鴨緑江水電「用地買収斡旋願提出」『鴨緑江水力発電稟議書』昭和一二年、一九三七年一一月二三日（『日窒抄録』一六五-二-三五、一二五三頁）。

(119) 買収過程については前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」同、「「満州国」における水豊ダム建設」参照。

(120) 前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」、二二頁。

(121) 鴨緑江水電「水没地帯の貴城塩田地帯移住の件」『鴨緑江水力発電稟議書』昭和一三年一月～六月Ⅰ、一九三八年六月一五日（『日窒抄録』一六六-三-四八、一二六六頁）。

(122) 鴨緑江水電「塩夫舎立替建築」『鴨緑江水力發電稟議書』昭和一三年一月～六月Ⅰ、日付不明（『日窒抄録』一六六-三-二九、一二六三頁）。

(123) 前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」、二二～二三頁。

(124) 同右、二四頁。

(125) 同右、一一頁。

(126) 朴仁哲「朝鮮人「満州」移民のライフヒストリー（生活史）に関する研究：移民体験者たちへのインタビューを手掛かりに」北海道大学博士論文、二〇一五年、五四～五五頁に載った楊氏（一九二六年生）の口述を抜粋したもので、引用以下の叙述は該当論文著者の分析を基にし

た。

(127) 前掲広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題」、二四頁。

【付記】

本稿は、二〇一八年に一橋大学で開催された韓日歴史共同シンポジウム（八月一九～二三日）の報告をもとに作成しました。討論者であった高柳友彦先生をはじめ、貴重な助言をくださった参席者の方々に感謝の意を表します。もし内容や引用に関連した問い合わせやコメントがございましたらhappy83812@naver.comにご連絡をお願いします。

二〇一八年一〇月一日　受稿
二〇一八年一一月一七日　レフェリーの審査を経て掲載決定